

平成25年第1回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第2日目)

平成25年 3月 6日(水曜日)

午前9時30分開議

第13 教育行政執行方針

第14 議案第13号 奨学資金貸付基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

第15 議案第7号 平成25年度訓子府町一般会計予算について

第16 議案第8号 平成25年度訓子府町国民健康保険特別会計予算について

第17 議案第9号 平成25年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算について

第18 議案第10号 平成25年度訓子府町介護保険特別会計予算について

第19 議案第11号 平成25年度訓子府町下水道事業特別会計予算について

第20 議案第12号 平成25年度訓子府町水道事業会計予算について

第21 議案第14号 廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条
例の制定について

第22 議案第15号 訓子府町暴力団排除条例の制定について

第23 議案第16号 訓子府町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

第24 議案第17号 訓子府町指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の
制定について

第25 議案第18号 訓子府町道路占用条例の一部を改正する条例の制定について

第26 議案第19号 訓子府町道路の構造の技術的基準等に関する条例の制定について

第27 議案第20号 訓子府町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

第28 議案第21号 訓子府町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定
について

第29 議案第22号 訓子府町準用河川に設ける河川管理施設の構造の技術的基準等
に関する条例の制定について

第30 議案第23号 訓子府町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

第31 議案第24号 訓子府町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

第32 議案第25号 訓子府町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について

第33 議案第26号 北見地域介護認定審査会共同設置規約の変更について

第34 議案第27号 北見市への旅券発給申請及び交付に関する事務の委託について

第35 議案第29号 北見地域障害程度区分認定等審査会共同設置規約の変更について

○出席議員（10名）

1番	橋本憲治君	2番	佐藤静基君
3番	工藤弘喜君	4番	河端芳惠君
5番	余湖龍三君	6番	安藤義昭君
7番	小林一甫君	8番	西山由美子君
9番	山本朝英君	10番	上原豊茂君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
副町長	佐藤明美君
総務課長	森谷清和君
企画財政課長	伊田彰君
町民課長	佐藤純一君
福祉保健課長	八鍬光邦君
福祉保健課業務監	渡辺克人君
農林商工課長	村口鉄哉君
建設課長	佐藤正好君
上下水道課長	遠藤琢磨君
会計管理者	平塚晴康君
教育長	林秀貴君
管理課長	山内啓伸君
社会教育課長	上野敏夫君
社会教育課業務監	元谷隆人君
幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長	中山信也君
農業委員会事務局長	竹村治実君
教育委員長	飯田洋司君
監査委員	山田稔君
農業委員会長	谷本茂樹君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	森谷勇君
議会事務局係長	中島千花子君

◎開議の宣告

○議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

仁木選挙管理委員長から欠席の報告がありました。

なお、仁木選挙管理委員長については、本日から今定例会閉会までの欠席の届出がありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりでございます。

◎町政執行方針、教育行政執行方針、新年度予算関連議案、新年度予算議案、
各議案の提案理由の説明

○議長（橋本憲治君） 日程第13、執行方針を継続いたします。

林教育長から教育行政執行方針がありますので、この際、発言を許します。

教育長。

○教育長（林 秀貴君） 平成25年第1回定例町議会の開会にあたり、教育委員会所管の教育行政執行方針について申し上げ、町議会議員のみなさま並びに関係機関、町民のみなさまの深いご理解とご協力を賜りたいと存じます。

今日の社会は、少子高齢化の進行や高度情報化、地域とのつながりの希薄化・核家族化など社会環境のめまぐるしい変化により、子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、家庭や地域における教育力の低下、安全・安心の確保など様々な課題が生じています。

また、豊かな心と知性をバランス良く育て、現代社会を生きていく「生きる力」を育むための環境づくりや町民の皆さんに充実した生涯を過ごしていただくための学習環境づくりなどの取り組みが求められています。

このような教育を取り巻く情勢や変化に柔軟に対応するとともに、住民ニーズの把握に努め、現場の声を反映しつつ、誰もが学べる環境づくりや老朽化した教育施設整備の検討など一つひとつの課題を解決し、より良い教育環境づくりに努めてまいります。

教育行政執行方針の基本的な考え方について申し上げます。

未曾有の被害をもたらした東日本大震災から2年が経過しますが、私たちは「命や絆の大切さを学びあい、心身ともに『生きる力』を身につけた子どもを育てる」ことの重要性を改めて認識し、教育委員会としましても、この教育の大目標をしっかりと見据えて、学校教育の振興を図ってまいります。

また、だれもが生涯を通じて学び、豊かな人生を送ることができ、学習の成果を適切に生かすことを目指して社会教育の充実に力を注いでまいります。

本年度開設する児童センターをはじめ、各種教育関連施設の環境の充実とともに、学校教育・社会教育の両輪を連動させ人づくり・まちづくりに心血を注ぎ、訓子府町総合計画の基本目標である「こころ豊かで生きがいあふれるまちづくり」をめざして、本年度も各分野の施策を推進してまいります。

主要施策の推進について申し上げます。

第1、学校教育の充実についてであります。

昨年度から新学習指導要領が全面実施となり、授業時数の増加や教科書の一新など、質・量の両面で教育の充実が図られております。学校教育においては、新学習指導要領が目指す「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康・体力」の調和のとれた「生きる力を育む」児童・生徒の育成に向け、指導の達成目標を明確にしながら、学校が創意工夫をし、特色ある教育活動を展開するとともに、学校、家庭、地域等が密接に連携・協力し、地域の教育力が子どもたちの力となるよう、引き続き努力してまいります。

確かな学力の向上については、学習意欲や学習習慣の育成を図り、基礎・基本の定着を図ることが必要であります。このため、教員の加配措置と町単独の臨時講師を引き続き配置し、きめ細かな学習指導の充実などに努めます。

また、これまで6回実施された全国学力・学習状況調査では、その実施ごとに教育課題が明らかとなっており、これら調査結果を踏まえ、児童生徒一人ひとりのつまずきを細かく把握し、校内における課題の共有化と実効ある改善方を樹立し、学校や家庭と連携した、基礎的生活習慣や学習習慣の確立に向けた取り組みを行い、学習の機会と学ぶ意欲の向上に努め、確かな学力の向上を目指します。

豊かな人間性の構築については、社会全体に規範意識や倫理観の低下が広がる中で、学校での集団生活を通じて、仲間意識を育み、学び合いながら、安心・安全な学校生活を送ることが必要であります。このため、発達段階に応じた道徳の時間の充実により他人を思いやる心を育む教育を推進するとともに、地域の人たちとふれあう機会の充実にも努めます。

また、現在、社会的に大きな問題となっているいじめや不登校、パソコンや携帯電話の不適切な使用などは、いつでもどこでも起こりうることから、日頃から、児童生徒などが発するシグナルを見逃さないよう、早期発見、早期対応に努めるとともに、学校・家庭との連携を深め、児童生徒や保護者からの教育相談体制の充実を図ってまいります。

健康・体力づくりについては、子どもたちがたくましく成長するためには安全の確保や体力の向上が極めて重要であります。このため、各種健康診断、健康教育、相談体制の充実を図るとともに、保護者・地域・関係機関団体等との連携により、心身両面にわたる健康の保持増進を図るスポーツ少年団等の活動支援に努めます。また、むし歯予防対策については、幼児・学童期が大変重要な時期とされていることから、大きな効果が認められているフッ化物洗口について、学校での取り組みに向け準備を進めます。

学校の安全確保・危機管理では、子どもたちが自ら身を守る力を育成するための防犯教室・防犯訓練の実施などによる安全教育の推進や危機管理体制の点検など、安全対策の充実にも努めていきます。

特別支援教育は、障がいや困り感のある子どもの教育的ニーズに応えるため、特別支援学級を設置して対応を図っております。本年度は小中学校の特別支援学級が7学級から9学級に増えることから、特別支援教育の専門的知識を有する教職員を継続して配置し、学校生活や学習へのサポートを行います。

また、子育て支援センター・幼保・小中学校の情報共有や研修などの縦の連携を一層深めながら、支援体制を強化するために、特別支援教育支援員を小学校に配置して、児童・生徒一人ひとりの目標・課題に応じた適切な指導を進めます。

教育費の支援は、経済的に就学困難な児童・生徒や特別支援学級に在籍する児童・生徒

の保護者に対して、本年度からは、学用品やPTA会費などの就学援助を拡充するなど、きめ細かな対応に努めます。また、奨学資金の安定した運用のため基金を積み増しするとともに、特別支援学校に就学している児童の帰省費助成を継続します。

スクールバスの運行は、引き続き夏季・冬季の運行ダイヤを組むことにより効率的な運行を図るとともに、安全運行に努めながら乗車マナーの指導などを徹底し、通学環境の充実を図ります。

教職員の資質向上につきましては、教職員一人ひとりが自らの専門性を高め、実践的な指導力や資質・能力を身につけることが大切です。このための校内研修・学校教育指導訪問の充実や各種研修事業等への支援、参加促進を引き続き行います。

また、より一層信頼される教職員を目指して、教育公務員としてのモラルの向上や服務規律の保持はもとより、教職員一人ひとりの意識の高揚を図ってまいります。

国際理解教育では、引き続き中学校に語学指導助手を配置し基礎的・実践的なコミュニケーション能力の向上を図ります。なお、中学校のほか、幼稚園や小学校、高校、公民館講座などでの活動を通して多くの町民にふれあう機会を提供します。

活動の輪が広がっている学校応援団であるスクールサポーター制度は、内容やメニューを充実させ、保護者や地域のみなさまの「普段の力」や「地域の力」を生かして子どもの心身の成長に努めます。

第2は、各学校等における取り組みについてであります。

幼稚園教育につきましては、生涯にわたる人間形成の基礎となる重要な時期であることを踏まえ、家庭や地域と十分な連携を図りながら、幼児の健やかな成長のため、一層の幼児教育の充実努めてまいります。

また、本園では幼児教育の充実を図ることと合せ、保護者の就労形態の多様化に対応した、早期登園や延長保育を引き続き実施し、保護者のみなさんの保育ニーズに対応し、安心して働いていけるよう配慮します。

特別支援を必要とする園児に対しては、従前同様に保育補助員を配置するとともに、新たな対象園児の増加に伴い、保育補助員を1名増員し、幼稚園生活をきめ細やかにサポートします。

各学校や地域との交流につきましても、保育園との連携を深めるとともに、小・中・高等学校、老人福祉施設、児童センターなど関連施設との連携・交流を積極的に進めます。

子どもの人権の尊重や子どもへの暴力、虐待についての正しい知識を身につける「CAPワークショップ事業」につきましては、その重要性を鑑み、本年度も引き続き実施してまいります。

幼保一体化施設整備などにつきましては、本町の認可保育所と幼稚園は同一敷地内で、幼児教育・保育施設の拠点として運営しておりますが、両施設とも建設後30年以上経過し、老朽化が進んでおります。さらに、社会環境の変化や子育てニーズの多様化などにより、子育て支援の拡充が求められています。

このことから、良質な幼児教育・保育と子育て支援の充実を図るため、国の子育て支援制度の動向を注視しながら、幼保一体化施設整備の検討を進めてまいります。

次に、各小中学校の環境整備についてであります。

まず、高度情報化社会が進展する中で、各小中学校においては児童生徒が教育用コンピ

ュータで情報教育を進めておりますが、現在の機器が既に6～7年経過し、情報処理能力が限界に近づいていることから、各小中学校の機器を更新し、情報教育の一層の充実を図ります。

訓子府小学校につきましては、スクールバンド楽器購入及び網戸の設置、屋根の一部補修など、施設や教育環境の整備・充実に努めます。また、引き続き、多人数クラス対策として町単独で臨時講師2名、特別支援教育支援員2名を配置して指導体制の充実を図ります。

居武士小学校につきましては、本年度入学する障がいをもつ児童のため、シャワー室の設置やトイレの改修などを実施します。また、引き続き臨時講師兼特別支援教育支援員1名を町単独で配置し、障がい児のサポートと全児童の指導を充実させます。

訓子府中学校につきましては、吹奏楽部用の楽器更新や体育館火災探知機修繕、理科室暗幕整備、部活動の補助などを行います。また、町単独の臨時講師を引き続き配置し、各教科・特別活動等の指導体制の充実を図ります。

学校給食センターにおいては、成長期にある子どもたちの健全な発達のために、バランスのとれた栄養豊かな給食の提供に努めています。原発事故によりあらためて食の安全・安心が注目されている中、地場農産品や減農薬野菜など安全・安心な食材をはじめ、JAや地域グループから寄贈される食材を有効に活用することで、食育や食の安全の推進に努めてまいります。

また、国が指導する学校給食衛生管理マニュアルに基づき衛生管理の徹底を図ります。

訓子府高等学校につきましては、中学卒業生数の減少に伴う高校配置計画の見直しが見えませんが、中学区における役割や地域を支える人材育成の観点から、高校存続を引き続き強く訴えていく必要があります。このような中で高校では、進路決定率100%を達成するなど、生徒の進路実現と特色ある学校づくりに努めるとともに、PTAとも連携を図りながら、信頼される魅力ある学校づくりに取り組んでおります。

教育委員会としては、町と連携を図りながら、高校に対しては、生徒の進路希望に対応したコース制や進路指導体制の充実、部活の活性化など、魅力ある学校づくりを期待し、「通学支援」「入学準備支援」「進路指導等強化支援」などの支援策を講じながら、引き続き町をあげて存続に向けた取り組みを進めてまいります。

第3は、町から事務委任を受けた子育てに関連する施設の取り組みについてであります。

保育園につきましては、核家族化の進行や女性の社会進出、保護者の就労形態の多様化などによる、保護者ニーズに対応するために、子育て支援機能として重要な役割を担っております。このため、保育運営の充実を図るとともに、「子育てトーク」の開催や子育て支援センターと連携し未就園児や保護者を対象とした園開放を進め、子育て支援を推進します。

さらに、個別支援が必要な園児に対しては、保育補助員を配置し、きめ細かな保育を行うとともに、保護者の就労形態や勤務体系などから、家庭での保育が非常に困難な保護者に対応するため、就労実態等を踏まえた中で、登園時間や預かり時間を拡大し、子どもたちが健やかに育つ環境づくりに努めてまいります。

子育て支援センター「ひだまり」については、子育てサポート・メロンキッズなどの協力をいただきながら、たくさんの親子にご利用をいただいております。

今後も、未就園の子どもさんが、のびのび遊び、保護者同士が気軽に交流でき、子育ての悩みを相談できる場としての役割を果たしてまいります。

発達の気になるお子さんに対しては、福祉保健課、幼稚園、保育園や専門機関とも連携し発達相談を行うほか、北見市子ども総合支援センター「きらり」への相談回数を増やすことにより、早期に発見し、療育ができるよう体制を充実いたします。

また、親子が向き合い楽しく遊べるよう取り組んでいる「ひだまり広場」や、子育てを学んだり、子どもと笑顔で向き合えるような、「ミニ講座」を引き続き毎月開催するなど、一層の子育て支援の充実を図ります。

本年度から新たに町から事務委任を受ける訓子府町児童センター「ゆめゆめ館」につきましては、4月1日の開設に向け着々と準備を進めております。

新しくなる児童センターは、小学1年生から小学6年生までの全児童が自由に利用できる施設となります。従来の放課後に留守家庭となる児童の家庭に代わる生活の場としての役割と、その他の児童も自由に来館し利用することができる、子どもたちの健全な遊び場としての環境づくりに努めてまいります。

さらに、本年度は旧児童生活館の取り壊しを含め、駐車場・歩行者通路・運動広場などの外構工事を行い、児童の心身ともに健やかな育成のための拠点として整備を図ってまいります。

児童センターは、子ども一人ひとりを尊重し、子どもたちが安心して活動し、過ごすことができる新たな子どもたちの居場所として充実を図ってまいります。

第4は、社会教育の推進についてであります。

社会の急激な変化に対応して町民一人ひとりが「いつでも、どこでも自由に学べる生涯学習社会を目指して」個人やグループなど全ての人が自由に学習できる環境づくりやその成果を地域に生かしていくことが求められています。このため、町民のあらゆる学習活動への支援や学習の発表の機会提供を図るのはもちろんのこと、学校教育と社会教育における情報の共有や事業の連携、生涯学習情報紙「まなべル」の発行、チラシ、インターネットなどによる各種事業の情報提供を継続するなど社会教育の充実に努めてまいります。

青少年教育につきましては、遊びを通じて野外活動やスポーツ・異年齢集団活動など、子どもたちの放課後や週末の活動拠点として昨年度まで実施していた「竹の子クラブ」の活動を本年度オープンする「児童センター」に移行し、「留守家庭児童」の子どもたちも含めた日々の体験活動はもとより、月1回程度のイベント的な体験活動も引き続き実施し、子どもたちが健やかに活動できる環境づくりに努めてまいります。

居武士小学校区の児童を対象とした「みつばちクラブ」への継続支援を図るとともに、身体介助が必要な児童が入会していることから、本年度も介助ボランティアを配置します。

子どもたちの安全・安心を確保するために「子ども110番の家・車、安全パトロール隊」事業を継続し、学校、保護者、地域、関係機関の連携強化に努め、子どもたちを守り育てる地域づくりを推進します。

町民の持つ能力や経験の一部を活かしながら、地域全体で学校教育をさまざまな形で応援することを目的としてスタートした「学校支援地域本部事業」については、5年目を迎えてスクールサポーターのご支援・ご協力もあり、各学校にも浸透し活用されるなど、着

実に事業成果をあげているところです。本年度についても、地域の教育力を活用して人と人とのふれあい、結びつきを強めて学校への支援活動を行い、子どもたちの心と体の成長を図ってまいります。

青年の学習活動では、青年活動の場の確保と各種研修会や大会への派遣及び指導者養成に努めます。特に「産業後継者育成基金」を活用した「産業後継者国内研修」については、町内の産業振興やまちづくりを推進していくために国内の先進地を訪れ、研修先の人々との交流を通じて学習を深めているところですが、本年度も産業の振興はもとより、まちづくりや地域づくりなどのリーダー育成にも力を注いでまいります。

成人教育につきましては、多様化するニーズや現状における課題等に対応するため、「公民館講座」や「はぐくみ講座」、「男女共同参画講座」等の開催、さらには町民税1%を活用した、町民による主体的な組織の立ち上げやイベントなど地域づくりにつながる活動を支援する「わくわく地域づくり活動支援事業」を展開してまいります。また、各講座において必要に応じてできるだけ保育室を設置するなどして、子育て中の親が参加しやすい環境づくりに配慮します。

高齢者教育につきましては、「若がえり学級」の活動を通じて、多様化する社会に対応する力や健康で生きがいを追究できるよう自主的な学習活動を支援していきます。また、高齢者のもつ知識と経験などを町の学習・芸術・文化活動や異世代交流などに幅広く活用され、社会参加いただける環境づくりにも努め、いきいきとした人生を送れるよう支援してまいります。

第5は、芸術・文化の振興についてであります。

芸術・文化につきましては、町民一人ひとりが心身ともに健康で潤いのある生活を送るために創造性を高め、豊かな感性を養うことが大切であります。このことから、より多くの優れた作品等を鑑賞できる機会の提供と併せて、町民の芸術・文化活動の成果を発表できる場を設けるため、「音楽の広場」や「秋の文化祭」を開催してまいります。

また、町民の団体・サークル等が企画する芸術・文化事業や自主的・創造的な文化活動へ支援するなど、町の文化振興に努めるとともに、児童生徒の書道や絵画、工作などを発表する場として、「ジュニア・アート・フェスティバル」を継続して開催し、優れた芸術・文化にふれあう機会の充実を図ってまいります。

さらには、歴史館を拠点として町民共有の財産である郷土の歴史・文化を保護・保全するとともに、地域の伝統文化を伝承するため、豊富な知識や経験を有する高齢者の協力を得て、児童生徒などへの「語りべ事業」を継続展開するなど、町民の身近な交流・学習の場としての有効活用と効率的な運営に努めてまいります。

公民館につきましては、町民の社会教育活動の拠点施設として、団体や個人が気軽に芸術・文化そして日頃の学習活動を発表できる場としてロビーを開放し、意欲的で活発な活動ができるように支援するとともに、利用者懇談会などを開催し、より親しまれる公民館として努力してまいります。

施設整備では、雨漏りのあったロビー採光窓の修繕や高齢者等の階段の昇り降りの負担をなくすために、移動用のコンパクトカラオケ機器を購入し、一階の部屋でも楽しむことができるように配慮するなど、多様な学習活動や地域づくりの拠点として適正な運営を行ってまいります。

図書館については、「将来の図書館像」として昨年5月に策定された「図書館振興計画」を受け、将来の図書館増改築の指針とするため、施設概要や数値目標、さらには、図書館機能やサービス内容などを盛り込んだ具体的な図書館のあるべき姿としての、「図書館建設計画」を策定いたします。

図書館運営にあたっては、町民が気軽に利用できるように努めるとともに、蔵書や資料の充実を図り、障がい者・高齢者を対象とした「本の宅配サービス」や、居武士小学校・くんねっぷ保育園への「移動図書」を継続実施します。

本年度からいわゆるブックスタートとして、かけがえのない子どもの誕生を祝うとともに、健やかな成長を願い、さらには図書館の利用促進を図ることを目的として、新生児に絵本を贈る「健やか絵本贈呈事業」を新たに実施してまいります。

幼児期から本に慣れ親しむための「講演会」、「読み聞かせ会」の開催や、ボランティアの育成などに加え、「町民の本棚」として、郷土資料の収集・保存に努め、町民からの資料の寄贈、寄付の呼びかけを継続するとともに、「古本市」などの各種事業を通じて、図書館利用のPRに努めてまいります。

また、他の図書館とネットワーク化されている蔵書検索システムを活用し、広域的な情報提供サービスの向上を図りながら、より親しまれる施設として努力します。

第6は、スポーツの推進についてであります。

社会体育につきましては、スポーツ人口の底辺拡大と健康・体力づくりを促進するため、関係団体などと連携を図り、各種大会やスポーツ教室などを積極的に開催します。また、管内・全道規模の大会である、「オホーツク玉入れ選手権大会」、「KAPPAマスターズ水泳大会」を継続して開催し、他地域の参加者と交流を図り、町民の健康に対する意識が高まるよう努めてまいります。

地域の教育力を活かし、学校の体育授業に地域の指導者を派遣している「地域スポーツ指導者派遣事業」は、「学校支援地域本部事業」と連動させながら継続実施するとともに、各種スポーツ団体活動の促進、指導者の養成や研修会等への派遣事業を進めてまいります。

また、地域のスポーツ普及と健康づくりを住民が主体となって推進する「総合型地域スポーツクラブ」のあり方について、関係者と引き続き協議してまいります。

次に、スポーツセンターや温水プールをはじめとする各種体育施設の維持管理につきましては、利用者ニーズに応え、施設の有効利用が図れるよう、町民みんなの財産として、今まで以上に利用者が安全で快適に喜んでご利用いただけるよう、創意工夫しながら適切な体育施設の運営に努めてまいります。

各種体育施設の整備につきましては、温水プールの熱交換器・ろ過機のろ材を更新するほか、レクリエーション公園の管理棟の塗装、屋外体育施設の芝刈り機の更新などを実施し、安全で快適な環境づくりに努めます。

社会教育・社会体育に関連する団体への支援につきましては、文化連盟、体育協会、青少年団体、成人団体など自主的な文化・スポーツ活動を行っている各種団体や町内で開催される管内規模以上の大会等に対して継続して補助してまいります。

以上、平成25年度の教育行政に係る主要施策等について申しあげました。

いじめや体罰が社会問題化する中、教育委員会の在り方そのものが議論されるなど、教

育を取り巻く環境は大きく変化しておりますが、訓子府町教育委員会といたしましては、学校、家庭、地域、関係機関団体等と一体となって、地域に根ざした教育行政の推進に向けて最善の努力を傾けてまいります。

町民のみなさま並びに町議会議員のみなさまのご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 以上をもって、教育行政執行方針を終了いたします。

◎議案第13号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号
議案第11号、議案第12号

○議長（橋本憲治君） この際、日程第14、議案第13号、日程第15、議案第7号、日程第16、議案第8号、日程第17、議案第9号、日程第18、議案第10号、日程第19、議案第11号、日程第20、議案第12号は、関連する議案なので、一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

議案第13号から順次説明願います。

管理課長。

○管理課長（山内啓伸君） それでは、議案書84ページをお開きください。

議案第13号 奨学資金貸付基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明いたします。

奨学資金貸付基金の設置及び管理に関する条例（昭和41年条例第8号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

記以下について、説明いたします。

奨学資金貸付基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

奨学資金貸付基金の設置及び管理に関する条例（昭和41年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条中「2,300万円」を「2,600万円」に改めるものでございます。

これは、基金の上限を定めたものですが、平成23年度貸付分から月々の貸付金額の増額及び還金期間の延長を行っており、今回、基金に不足が生じる可能性があることから、基金の額を今後の貸付金額、償還金額を試算の結果、当面運用可能な2,600万円とするものであります。

なお、あわせて25年度当初予算で現在の基金総額との差額623万7千円を積み増しすることを提案しております。

附則といたしましては、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第13号 奨学資金貸付基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げましたので、ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第7号の説明をお願いいたします。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） 議案第7号 平成25年度訓子府町一般会計予算について、提案説明いたしたいと思っております。

内容につきましては、事前に配布しております「各会計予算案の説明資料」と「平成25年度各会計予算書」の2冊で説明したいと思います。

なお、説明の中で、前年あるいは昨年と表現する部分につきましては、昨年度と表現するものは平成24年度を、本年度と表現するものについては、平成25年度を指しているということをご理解いただきたいと思います。

また、本年度の特徴的なものとしまして、先に平成24年度補正予算及び繰越明許費でも説明させていただきましたように、平成25年度以降の投資的経費などが国の補正予算に関連して前倒しになったことがございまして、継続的な投資的事業に関連する国道補助金さらには起債などが当初予算には入っておりませんが、予算規模全体としましては、若干増加していることが全体でございます。

それでは、はじめに各会計予算案の説明資料をご覧いただきたいと思います、1ページになります。

ここでは、予算案の概要を記載しておりますが、本町の歳入の約半分を占める普通交付税につきましては、給与費分の減が見込まれることや単位費用などを含めても大きな増額は見込めない中で、昨年実績を勘案しながら計上しました。

歳出においても、公債費や債務負担行為にかかる償還費がピークを過ぎているとは言えますが、水準的にはまだまだ楽観視できる状況ではないことから、財政状況としては、依然として厳しい状況だと思っております。

この結果、本年度の一般会計の予算総額は、38億5,220万円で、対前年比は、当初予算で5.5%の増となっております。

また、前段で説明しました平成24年度国の補正予算による繰り越しの一部に当初予算で計画していた事業も含んでおりますので、この繰り越し分とあわせると昨年より約12%増の予算規模というかたちになるかと思います。

本年度は、国の緊急経済対策による投資的事業が繰越予算と当初予算で混在した状況であり、地方交付税などにどのような影響を与えるか見えない状況です。

このような状況下にあって、来年度以降の大型事業を見据え、本年度の予算編成では、財政健全化戦略プラン等に沿った中で、コストと財源を意識した予算編成としたところでございます。

その款ごとの予算額と伸び率につきましては、5ページのとおりとなりますが、下の表の2. 一般会計歳出目的別内訳の総務費におきましては、電算機器更新、戸籍事務の昨年度の債務負担行為ですが債務負担分、基金積立などで、対前年比では81.1%と大きく伸びた数値となっております。

衛生費では、北見赤十字病院改築工事負担金と塵芥処理収集業務委託などの増加で10.2%増。

農林水産業費では、道営農地盤整備事業の訓子府北西地区の本格的な事業着手と柏丘北地区一般農道の新規着手、牧場の道営草地整備事業、さらに牧場の施設整備などによりまして10.5%の増。

教育費では、各小中学校の教育用パソコン更新事業、奨学資金貸付基金の積立、幼稚園のハンディキャップ保育補助員増員、公民館備品などで9.4%の増ということです。

公債費では、葬斎場建設事業や農道整備事業などの償還が終了したことによりまし

て、10.7%の減となっております。

8ページには、各会計の人件費の資料を載せていますが、一番下の合計欄の右から4列目の8億5,828万1千円が一般会計と特別会計の人件費総額になります。

次に、9ページになりますが、この表は、基金の保有状況を一覧にしたものでございまして、表の右側の一番下から4行目の右側、35億1,311万4千円が一般会計の平成25年度末の基金保有残高の見込みになっております。

10ページからは、投資的事業を記載してございます。ここには、事業費や場所の部分もありますが、それらの内容が載っております。

16ページからは、補助奨励費が載っております。これも簡単な内容等を書いてございます。

21ページからは、扶助費になります。これらには、事業内容や事業量、財源内訳を記載しております。

25ページから27ページまでにつきましては、平成25年度における債務負担行為の支出予定額を一覧にしているところでございます。

そして、48ページ以降には、投資的事業の箇所図を添付しておりますので、それぞれご覧をいただくこととし、予算書における説明は、これらの資料の内、新規事業など特別なものについてのみ、説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、予算書に沿って説明をしていきたいと思っておりますので、予算書をご用意願います。2ページになります。

議案第7号 平成25年度一般会計予算。

平成25年度訓子府町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38億5,220万円と定める。

第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び金額は、3ページから12ページにあります「第1表 歳入歳出予算」によることを規定してございまして、これはご覧いただくことといたしまして、その内容は、後ほど15ページ以降の事項別明細書の中で説明させていただきたいと思っております。

第2条と第3条は、債務負担行為と地方債についての定めでございますが、これにつきましても、後ほど13ページの第2表と14ページの第3表の中で、説明をさせていただきます。

第4条では、金融機関から借り入れすることができる一時借入金の限度額を示しておりますが、昨年度同額の10億円と定めているところでございます。

次に、13ページをご覧いただきたいのですが、これは、第2表は、本年度の債務負担行為について、ご承認をいただこうとするものでございまして、本年度は、2項目ございます。

1つ目は、季節労働者生活資金貸付金利子補給及び損失補償につきましては、1人20万円を限度とする生活資金貸付に対する利子補給率で、2.55%とその貸付償還に対する回収ができない場合の損失額を限度額とするものでございます。

2つ目は、北海道訓子府高等学校入学生通学支援対策事業で町外から訓子府高校へ通学する新入生徒のバス運賃に対する補助で、子どもたちが卒業するまでの分の限度額を712万8千円と定めるものでございまして、この2項目とも前年度と同様の取扱いの内容と

なっております。

次の14ページは、第3表地方債になりますが、本年度に予定しております11件の事業等にかかる地方債の借入限度額、償還方法、利率について定めるものでございまして、本年度は総額で3億1,100万円を借入しようというものでございます。

次、15ページと16ページについては、最初のほうでも申し上げましたが、歳入歳出の款別の予算額を掲載してありますので、これは、ご覧をいただきたいと思っております。

17ページからは、事項別明細書になりますが、歳入歳出とも特徴的な部分についてのみ説明をさせていただきますので、ご了承いただきたいと思っております。

それでは、17ページの歳入から入りたいと思います。

まず、上の表になりますが、1款、1項、1目、町民税の個人では、説明欄の昨年の個人の均等割実績人数を勘案し計上したほか、所得割においては、平成25年度の課税標準額の伸びが見込めないことを含めまして、税率を6%といたしまして、所得税との調整が生じる住宅ローン控除分として、78万9千円を減額、その結果、現年度課税総額では、前年とほぼ同額の2億6,176万9千円の計上となっております。

次に、下の表になりますが、2項、1目、固定資産税では、本年度は評価替えの2年目でありまして、負担調整と新築住宅により課税標準額に若干の伸びがみられたことがございまして、127万2千円増の2億803万2千円の計上となっております。

次に、19ページになりますが、2つ目の表の4項、1目、町たばこ税では、喫煙率の低下により5%減を見込んでおりますが、道からの税源移譲で税率改正が行われることから813万円増の4,377万3千円の計上としているところでございます。

次に、21ページの一番上の表になりますが、2款、1項、1目、地方揮発油譲与税から23ページの上から2番目の表にあります8款、1項、1目、地方特例交付金までは、国の地方財政計画や実績等を勘案して計上したものでございますが、特に、23ページの2段目の表の8款、地方特例交付金につきましては、平成24年度で子ども手当にかかる分と自動車取得税にかかる分が廃止されたことによりまして、1,040万円減の60万円を計上しているところでございます。

次に、23ページの3つ目の表になります。

9款、1項、1目、地方交付税の説明欄の普通交付税におきましては、前年度実績や公債費等の償還見込み人件費見込み減や単位費用などにより増減調整を行いまして、5千万円増の20億円という計上をいたしました。

なお、特別交付税につきましては、前年と同額の1億円を見込み、地方交付税総額で21億円を計上しているところでございます。

同じページの下から2段目の表になりますが、11款、1項、1目、農林水産業費分担金につきましては、平成25年度に新規採択され本年度から面事業が行われます道営畑総事業北西地区の受益者分担金でございまして、898万7千円を計上しております。

次に、一番下の表、11款、2項、1目、民生費負担金447万6千円増の要因につきましては、26ページの2節、児童福祉費負担金の常設保育所利用者負担金が、3歳未満児10名増、3歳以上児17名増により、保育料の増による要因が大きいという部分で増えています。

次に、同じページですが、下の表の2つ目になりますが、12款、1項、2目、民生使用料では、1節の児童福祉使用料の児童クラブ保育料で、昨年まで児童生活館使用料として、1人当たり月額6,030円だったものを本年度から新しい児童センターでの保育料では、1人当たり月額2,400円としたことによりまして、93万6千円減の61万7千円を計上しているところでございます。

次に、その下の2節、温泉施設使用料です。平成24年度の平均利用人数を勘案しまして65万4千円減の1,129万5千円を計上しているところでございます。

次に、4目の農業使用料、1節、農業施設使用料のうち、3行目の牧場使用料につきましては、特に町内牛の平均入牧頭数の減を昨年同様見込みまして、昨年より284万9千円減の1,610万4千円を計上しているところでございます。

同じく、その下の草地使用料につきましては、昨年利用希望のなかった採草地の一部を貸付することから、36万6千円増の143万7千円の計上になっています。

一番下の段の7目、教育使用料のうち、1節、幼稚園使用料の保育料では、午前の通常保育と午後の預かり保育の対象人数が減っているということがございまして、208万5千円の減の1,346万7千円の計上となっております。

次に、27ページをお開き願いたいと思います。

下の表になりますが、13款、1項、1目、民生費国庫負担金の1節、社会福祉費負担金の説明欄の障害者福祉費負担金につきましては、障害者自立支援法に基づく自立支援給付事業に対する国庫負担金でありまして、説明欄に記載している各事業の歳出の2分の1の額を計上しているところでございます。

この中で、上のほうの2つ目になりますが、介護給付費と訓練等給付費、これにつきましては、毎月の給付費が上昇していることと新規利用者3名を見込んだことによりまして増額となっております。

なお、下の方にあります障害児施設措置費負担金につきましては、昨年度まで、介護給付費の中に含んでおりましたが、本年度から分離されたもので、また、30ページの一番上から3行目の自立支援医療給付費については、権限移譲によりまして本年度新規計上しているものでございます。

従いまして、前ページの障害者福祉費負担金の前年対比でいくと417万5千円増は、この2つの給付費が主なものでございまして、総額7,716万5千円の計上となっております。

30ページの上の表になりますが、2節、国民健康保険基盤安定負担金296万8千円につきましては、国保事業の保険税軽減分を保険者支援分として交付されるもので、道費負担とあわせて国保会計に繰り出すものでございます。

次に、3節、児童手当負担金では、昨年度の予算策定期間には、24年度以降の児童手当の制度が示されていないということがございまして、子ども手当負担金として計上しておりましたが、昨年の4月以降児童手当となったことによりまして、本年度からは児童手当として計上してございます。昨年比では、対象者が減っていることもありまして、352万4千円減の5,556万4千円で計上しているところでございます。

次に、2目の1節、衛生費負担金になります。未熟児養育医療費負担金では、今まで北海道の事業でございましたが、権限移譲により町の事業となったもので、負担率2分の1

で13万円を計上しているところでございます。

次に、下の表になります。

3款、2項、国庫補助金、1目、民生費国庫補助金の2節、児童福祉費補助金の次世代育成支援対策交付金につきましては、本町の行動計画に基づく地域の育児支援といたしまして、乳児の家庭訪問や地域子育て支援拠点事業を支援するもので、昨年の実績に対しまして、73万2千円減の379万6千円を計上しているところでございます。

次に、3目、土木費国庫補助金の1節、住宅費補助金の公営住宅整備事業費補助金につきましては、公営住宅建設分1棟4戸の解体分補助148万5千円と耐震改修の補助21万円、動産移転料27万円、あわせまして196万5千円を計上しているところでございます。

なお、公営住宅建設1棟3戸につきましては、昨日ご説明しましたように平成24年度補正予算に計上しているのが、この部分でございます。

その下の2節、道路橋梁費補助金では、駅周辺整備総合交付金で1,850万円、橋梁長寿命化の計画策定事業で303万円、あわせまして2,153万円の計上となっております。

次に、31ページの中段の表になりますが、3項、1目、総務費委託金の2節、選挙費委託金では、今年の7月に行われる予定でございます参議院議員通常選挙の委託金で491万円を計上してございます。

次に、一番下の表になりますが、ここからは道補助金になりますが、14款、1項、1目、民生費道負担金の1節、社会福祉費負担金のうち、障害者福祉費負担金につきましては、次のページにまたがってまいります、前段の国庫負担金のところでもご説明しましたように、説明欄に記載の各事業の歳出の負担対象額に対しまして、道費は4分の1の負担率で208万7千円増の3,990万4千円の計上となっております。

34ページになりますが、その下の2段目になりますが、2節の国民健康保険基盤安定負担金1,631万7千円につきましては、これも国庫負担金の中で説明したものと同様に国保会計に繰り出すものでございます。

さらに、その下の3節になりますが、後期高齢者医療保険基盤安定拠出金1,296万8千円につきましても北海道後期高齢者医療広域連合が行います低所得者等の保険料軽減に対しまして、北海道が4分の3と市町村が4分の1を負担するもので、後期高齢者医療特別会計へ繰り出すものでございます。

その下の4節になりますが、児童手当負担金、これも先ほど説明しましたように、児童数の減によりまして147万7千円減の1,267万3千円の計上となっております。

次に、一番下の表になります。

2目、1節、衛生費負担金の未熟児養育医療費負担金では、これにつきましても国庫負担金のところで同じように権限移譲による町の事業となったということで、道費の負担率は4分の1で、6万5千円を計上するものです。

次、一番下の表になりますが、14款、2項、1目、総務費道補助金の1節、説明欄でいきますと2行目、森林環境保全整備事業補助金では、主に町有林の間伐面積が増えたということがありまして、722万6千円増の850万2千円を計上しているところでございます。

次のページになります。35ページになります。2目の民生費道補助金、1節、社会福祉費補助金の重度心身障害者医療費補助金では、補助対象経費の医療費が増えたことがございまして、88万8千円増の496万8千円の計上となっております。

その下の2節、児童福祉費補助金の乳幼児等医療費補助金では、同じく補助対象経費が増えたことによりまして、56万2千円増の365万4千円の計上となっております。

なお、昨年度ありました社会福祉施設産休代替職員設置事業の38万6千円につきましては、産休で休んでおりました職員が4月から復帰することにより、この補助金はなくなっております。今年はないということです。

次に、下になります。

3目、衛生費道補助金、1節、衛生費補助金では、これも昨年度までありました子宮頸がん等ワクチン接種促進事業補助金210万8千円は、法定化されることから、補助金としてはなくなります。これにかかる経費としましては、予防事業の定期分として組み込まれることになったことから、地方交付税で9割算入される予定になってございます。

次に、一番下の4目、農林水産業費道補助金、1節、農業費補助金の経営所得安定対策直接支払推進事業補助金では、昨年度まで戸別所得補償制度推進事業費補助金というおりましたが、名称が変わったもので、この事業の推進事務費として、定額補助で240万円を計上しております。

なお、昨年度当初で計上しておりました環境保全型農業直接支払交付金につきましては、事業申請も6月になり、その事業内容も現時点では未確定なことから、6月以降の補正での対応とし、当初では計上しておりません。

また、経営体育成支援事業補助金につきましても、事業内容が見直しされることになっておりますので、補助採択となった時点で、これも補正対応させていただきたいと思っております。

一番下になります。2節、林業費補助金の未来につなぐ森づくり推進事業補助金につきましては、民有林の人工造林に対する道の単独事業補助で民有林の造林面積が増えたことによりまして、52万1千円増の212万円を計上となっております。

次のページの上段の表になりますが、6目、教育費道補助金、1節、社会教育費補助金の学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業補助金につきましては、竹の子とみつばちがある訳ですが、放課後子ども教室への補助金で、児童センターの開設に伴いまして竹の子クラブ分は週末体験活動分のみとなったことから、101万円減の181万3千円の計上となっております。

一番下の表になりますが、15款、1項、1目、財産貸付収入、1節、土地建物貸付収入の町有住宅貸付料ですが、教職員の異動によりまして、教員住宅に空家が出ているということがありまして、49万2千円減の625万4千円を計上しているところでございます。

その下の2目、1節、利子及び配当金の財政調整基金利子では、定期運用分と繰替運用分の45万4千円、さらに、北海道市町村備荒資金組合運用分246万4千円あわせまして291万8千円を計上しているところでございます。

3行目の社会資本整備基金利子では、備荒資金組合の財政調整基金への振替運用により、77万6千円減の24万1千円の計上となっております。

次に、39ページが一番上の表になります。

15款、2項、1目、1節、生産物売払収入の町有林産物売払収入につきましては、皆伐によるものが2,635万2千円、間伐によるものが696万7千円で、合計3,331万9千円の計上となっております。

次に、41ページが一番下の表になりますが、19款、3項、3目、福祉資金貸付事業貸付金元金収入につきましては、本年度から新たに医療費に係る経費を必要とする人に資金貸付を社会福祉協議会で行う制度で、主体となります社会福祉協議会に原資として貸し出し、毎年度末その原資を戻入する分として歳出と同額を計上するものでございます。100万円でございます。

次に、43ページの真ん中の表になります。

19款、諸収入、5項、5目、1節、雑入の下から4行目の退職手当組合負担金清算金につきましては、3年に一度清算になりますが、この間に定年前の自己都合退職発生に伴い、追加負担の対象となる職員が少なかったことによりまして、3年分の精算の結果、差額分が戻ってくるもので1,326万5千円を計上しているものでございます。

そのすぐ下になりますが、まちづくり・人づくり推進交付金につきましては、一般財団法人自治協会から北海道町村会を通じ本町に交付されるもので、53万6千円を計上しているところでございます。

次に、一番下の表で45ページにまたがりますが、20款、1項、町債になります。これは先ほど14ページの第3表で説明いたしましたが、11本の町債で、あわせて3億1,100万円になってございます。内訳としまして、9本が過疎債で8,800万円、そして、ソフト事業を対象とする過疎地域自立促進特別事業債として6,300万円、臨時財政対策債として1億6千万円となっております。

以上で、歳入の説明を終わりたいと思います。

○議長（橋本憲治君） ここで、午前10時50分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

歳出に入っております。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） 47ページになりますが、ここからは、歳出の事項別明細になります。

歳出につきましても特徴的なもののみ説明させていただきたいと思います。

なお、歳出につきましては、先にご説明しておりますように予算書の明示の仕方を本年度から変更しておりますので、昨年よりは若干分かりやすいのかと思っておりますが、昨年度は、説明欄に事業区分の項目の集計と計しか入っておりませんでした。本年度からは事業区分毎にナンバーと金額の合計が太文字で、その内訳を細文字で小計を入れて記載してございます。

説明については、そのほとんどをこの説明欄で行っていきたいと思いますのでよろしく

ご理解のほどをお願いいたします。

まず、47ページの1款の議会費になります。

1款、1項、1目、議会費の事業区分、1. 議員人件費では、共済費の3行目の議員共済会負担金1,121万1千円につきましては、一昨年の地方議員年金制度が廃止されたことに伴いまして、経過措置として「標準報酬月額総額の総額に12を乗じて得た額」に対しまして、その負担率が100分の57.6でしたが、本年度は100分の51.9になったことによりまして、123万1千円減の1,121万1千円となっております。

次に、事業区分の2. 議会運営費では、旅費で、昨年は東川町の「全国小さくても輝くフォーラム」への参加がありましたので、その分11万9千円を減額いたしまして、86万6千円となっております。

また、本年度は、道内研修のバス借上げを公用車利用にすることにより、13万2千円減、昨年は議場等の録音設備が63万8千円の備品購入を行っておりましたが、議会運営費では、あわせて139万9千円減の246万5千円の計上となっております。

次に、51ページ、2款の総務費になります。

2款、1項、1目、一般管理費の事業区分、1. 職員管理事業につきましては、旅費で本年度13年ぶりに自治大学校2部へ3カ月になりますが、1人派遣するための旅費として48万円、議員の皆さんの道外の自主研修へ職員も研修として参加することとしておりますので、旅費15万9千円、また、一昨年から参加している「全国小さくても輝く自治体フォーラム」が本年は滋賀県での開催される予定となつてなることから、2名分の旅費24万円を含み、74万9千円増の185万8千円を計上しているところでございます。

下のほうになりますが、19節、負担金、補助及び交付金のうち会議等負担金では、旅費でも説明しましたように、自治大学校派遣の負担金として、30万8千円を含み、27万2千円増の33万3千円の計上となっております。

その下の事業区分、3. 各種表彰経費では、需用費の消耗品で功労章、勲章ですが、及び略章、バッジのような下げるやつことですが、各30個、数年分をまとめて購入したほうが安いということがございまして、その購入経費を含めまして75万6千円増の105万円の計上としてございます。

事業区分のその下になりますが、4. 総務一般管理経費につきましては、次のページにまたがりませんが、上から3行目の負担金、補助及び交付金のオホーツク町村会負担金についてでございますが、オホーツク町村会の歳入には、管内の各市町村からの負担金の他に色々な収入がございますが、その中で災害共済事務取扱交付金というものがございます。この交付金は、財団法人全国自治協会が、公有の建物や自動車災害共済事業などを行っているもので、そのとりまとめ事務を町村がオホーツク町村会、全道町村会、全国町村会を経由して行っているものでございまして、それら取扱事務に対して事務取扱交付金として各町村会に交付されているものでございます。

しかし、本年度から、この財団法人全国自治協会が一般財団法人に移行することにより事務取扱交付金が廃止されまして、各町村会が減収となる分を各自治体が負担するものでございまして、本町では53万6千円の増額になります。その分を加えまして本年度の負担金は93万7千円の計上としているものでございます。

その下の事業区分、5. 各課共通経費の委託料の町例規類集電子化業務につきまして

は、例年、町例規の改正などによるデータベース更新と追録を年2回行っておりますが、昨年度の予算では、今回の定例議会でもございますように地域主権一括法関連で大きく条例等が変わっていますようにその増加分を見込んでいたところですが、本年度は、3次一括法関連で昨年度に比べ若干縮小するのかなという部分がございます、昨年と比べて45万2千円減の259万7千円を計上しているところです。

その下の備品購入費では、職員の出勤退勤を管理するタイムレコーダーが北口玄関のところにありますが、これが10年以上を経過して、故障が出始めていることがございまして、今回更新するものとして10万1千円を計上しているところでございます。

その下の事業区分で、6. 庁舎等維持管理経費の需用費の修繕料につきましては、冷暖房機修繕としまして、2,050万円、これは皆さんご存じのように平成20年に冷暖房機の本機が壊れて以来、運転を停止しておりますが、近年、夏場の気温が高いこと、常時30度を超える状況となっておりますが、来庁する町民などの皆様にはご迷惑をおかけしていることもございまして、さらに、本機が使えないことで、冬期間は補助暖房をフル稼働して使用していることがございまして、この補助暖房機が故障すると庁舎の全暖房が止まる状況になりますので、緊急時の避難場所としての機能もありますので、本機の修繕を行いたいということがございまして、これを含めまして2,137万4千円を計上しているところでございます。

その下の光熱水費につきましては、今年度は、電気料の値上げが予定されていることがございますので、実績に対して8%を上乗せし、水道料の実績とあわせまして1,017万2千円の計上となっております。

また、電気料の分については、これから各施設等の光熱水費の電気量が出てきますが、これは同様の考えで8%分上乗せしているということでございます。

一番下の委託料になりますが、昨年度は、庁舎内の電話機の更新で1,041万6千円ございましたが、この分で大きく本年度は減額となっております。本年度は56ページになりますが、上から4行目のPCB処理、これは全道で処理順番が決まっているものでございまして、本町分は、昨年度から始まりまして、本年度は安定器38基を処理することで315万5千円を計上してございます。

その下の備品購入費では、中古のタイヤショベル115万5千円を計上していますが、現在、降雪時には、主に庁舎周り、公用車車庫前の除雪を総務課や福祉保健課の職員、管理人が雪の降る都度出勤前に除雪しているものでございまして、現在あります古いロータリー除雪機、かなり何年物か分からないですが、古い除雪機が動かないこともあり、すべてが手作業となっている状況があります。手作業では雪の堆積、硬さにもありますが、限度があり時間もかなり要している部分がございますので、機械を購入し効率化をはかるものでございます。また、この機械については、除雪に限らず、夏場には小中学校のグラウンド整備、網ひき等も含めてですが、レクリエーション公園などの整備などにも活用できるものと思っております。

その下の事業区分、7. 姉妹町交流事業では、旅費で交換留学の引率の他に産業まつりへの派遣1名を見込み35万5千円を計上しております。負担金、補助及び交付金の津野町交流事業推進協議会交付金では、例年JAきたみらいの支援を受けて農産物の津野町に対する贈呈ですとか、出品ですとかしておりますが、学校給食材料としまして、本町の

出していたものを含めまして、本年度からその支援が見込めない状況がございますので、4年間やったのですが、見込めないということでございまして、15万円増の89万円を計上している状況でございます。

その下の事業区分、9. 情報管理事業については、次のページになります。上から3行目、委託料の情報系システム機器更新業務では、平成18年度に導入した情報系システムのサーバー等を更新するため、2,570万円を計上しているものでございます。

その下の事業区分、10. 各種基金積立金につきましては、6行目の社会資本整備基金積立金で、主に、来年度以降の大型事業に充てるため基金を積み立てるもので、1億24万1千円を計上してございます。

その下の地域活性化基金積立金につきましては、まちづくりパワーアップ特別対策事業町民税の1%に充てるための積立としまして266万2千円を計上しております。

その下の事業区分、11. 人事交流事業では、本年度は職員派遣の2年目になりますが、一次としましては、今年度で終了になりますので、その職員の戻ってくる赴任旅費、そして、2次になりますが、次の職員の行くための赴任旅費、あわせまして48万2千円増の130万2千円を計上しております。

次に、60ページ、中段になりますが、3目、財産管理費の事業区分、2. 町有住宅改修事業の工事請負費では、昨年度、末広の教職員住宅を農業実習生住宅としまして提供するために1棟3戸のうち2戸、1戸まだ入っておりましたので、2戸分を改修しておりますが、本年度は残りの1戸を改修するもので、150万円を計上しているところでございます。

次に、4目の公有林管理費の事業区分、1. 町有林管理事業では、需用費の修繕料で駒里の町有林、熊の沢林道の作業道が昨年大雨で崩壊したことから、その部分の修繕を行うもので、100万円を計上しております。

また、一番下の使用料及び賃借料で、次のページになりますが、一番上の機械借上料では、84万3千円を含めて114万3千円を計上していることになります。

そのページの事業区分、2. 町有林整備事業（補助）については、委託料の造林事業で新植7.57ha、下刈りで16.67ha、地拵^{じこしらえ}で13.68ha、野鼠^{やそ}駆除で24.11ha、そして、間伐で41.93ha、特に今年は間伐面積が増えたことによりまして委託料で2,093万1千円を計上しているところでございます。

その下の事業区分、3. 町有林整備事業（単独）についてですが、同じく委託料の造林業務として、補助対象とならない部分の皆伐が13.68ha、野鼠^{やそ}駆除・防火線補修など、あわせまして2,089万8千円の計上となっております。

次に、63ページ、6目、住民活動費の事業区分、2. 住民活動促進事業では、負担金、補助及び交付金の3行目、町内会連絡協議会活動費補助金の中にあります市街地区の街灯事業費の補助率が、従前の70%から74%に上げたことによりまして、42万5千円増の375万3千円を計上しているところでございます。これについては、近年の太陽光発電付加金、7月からは再生可能エネルギー賦課金が付加されることから、街灯費が増加することが見込まれ、さらには電気料が値上げされることも含めて、推移をみながらですが、本年度は緊急避難的に補助率を上げることとしたものでございます。

その下の事業区分の3. 地域集会所等管理経費では、次のページになりますが、備品購

入費で、日ノ出地区ふれあいセンターの暖房器9台、掃除機1台を更新するもので158万6千円を計上してございます。

次に、7目、住民安全対策費、これは次のページになりますが、事業区分、2. 防犯等住民安全対策事業ですが備品購入費で、AED設置は、平成21年度から各公共施設に順次配置をしてきておりますが、本年度は末広地域集会所、保育園、子育て支援センターに各1台ずつ計3台を配置するというので、110万7千円を計上しております。

次に、8目、企画費の事業区分、1. 地方交通対策費の下のほうの委託料になりますが、バス待合所施設設置業務では、これは昨日もいろいろなところでお話しておりますが、日南市街地区の道道北見置戸線整備の目途が立ったことから、本年度仕切り直しになりますが、日南市街地にバス待合所2基を設置するというので、168万円の計上でございます。

その下の高齢者ハイヤー利用サービス業務につきましては、平成23年度からスタートした事業ですが、平成24年度の1カ月平均実績12万8千円を勘案しまして、158万3千円を計上しております。

その下の路線バス高齢者利用支援事業では、平成24年度スタート事業で、平成24年度の1カ月平均実績の11万円を勘案しまして、138万6千円の計上をしているところでございます。

次のページにまたがりますが、一番上の負担金、補助及び交付金のバス通学定期運賃補助金につきましては、ふるさと銀河線代替バス通学運賃補助になりますが、従来補助率が3分の1となっておりましたが、これを2分の1に拡大することとし、該当者110名を見込みまして601万9千円増、1,306万8千円を計上しているところでございます。

次、その下の事業区分、5. まちづくりパワーアップ特別対策事業につきましては、町民税の1%を活用で、4事業、わくわく地域づくり・コミュニティ活動活性化・コミュニティ施設等整備・地域活性化チャレンジとあるのですが、これに該当する自主的な活動を支援するものとして、230万円、アドバイザー報償で30万円を計上しているという分でございます。

次に、このページの一番下になりますが、9目、地籍管理費の事業区分、1. 地籍管理経費の委託料、これも次のページにまたがりますが、地籍管理システムデータ移行業務では、現在のパソコンから新パソコンへのシステム本体のデータ移行作業としまして、15万8千円の計上しているものでございます。

その下の備品購入費の地籍管理システム機器更新では、平成18年に導入しました地籍管理システム機器のOSサポート期間が平成26年度4月をもって終了することから、新パソコンに更新するために55万円を計上しているものでございます。

次に、下の表になります。

2款、2項、1目、税務総務費の事業区分、1. 固定資産税評価経費の委託料で固定資産税標準地鑑定評価業務については、3年毎に実施する土地の評価替えのための準備年になりますので、標準宅地鑑定評価料として、284万6千円を計上しているものでございます。

次のページになります。上の表の2段目になりますが、2目、賦課徴収費の事業区分、1. 賦課徴収経費の委託料で、電子申告導入業務としまして、76万6千円を計上し

てございます。この電子申告とは、現在は町税の申告は紙ベースが主でやっておりますが、例えば、各事業所から提出される源泉徴収票などは、それぞれの市町村の窓口へ直接または郵送等で提出する必要があったという義務がございましたが、このシステム導入により自宅や会社からインターネット経由でも申告手続きを行うことができるようになるというような中身のシステムでございます。

次に、下の表になりますが、2款、3項、1目、戸籍住民登録費の事業区分、1. 戸籍住民登録事務費で、委託料のコンピュータシステム改造は、住民記録システムと今回導入する戸籍事務システムとの連携を図るという部分です。つなぐということです。99万8千円の計上をしております。

その下の戸籍事務処理システム導入業務については、これは、昨年度の債務負担を受けた分でございますが、2カ年事業として進めてまいりましたが、本年度で完成することになりますので、その支払いの部分で4,882万5千円を計上しているものでございます。

その下の戸籍事務処理システム保守業務では、前段で説明した戸籍のシステムが、9月稼働という計画になっておりますが、その後の6カ月分の保守料として、188万4千円の計上となっております。

その下の住民基本台帳ネットワーク機器更新業務では、通称「住基ネット」と呼ばれるもので、全国自治体や行政機関で居住関係を公証するというところで、住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムということで、その機器更新費として、547万1千円の計上でございます。

その下の旅券発給申請交付事務委託業務につきましては、これは北海道からの権限移譲業務でございますが、この事務を北見市に委託することとし、この後、議案第27号でも説明させていただきますが、その年間委託経費として、10万8千円を計上しているものでございます。

次に、75ページの2段目になりますが、2款、4項、2目、参議院議員選挙費の事業区分、1. 参議院議員選挙執行経費については、歳入のところでもお話したように、全額7月に行われる予定の参議院通常選挙の費用ということでございます。

次に、79ページ、ここからは、民生費になります。

3款、1項、1目、社会福祉総務費の事業区分、1. 重度心身障害者医療費助成事業の扶助費の医療費助成では、医療費の月平均95万1千円の実績に5%の伸びを見込みまして208万8千円増の1,198万8千円の計上をしております。

その下の事業区分ですが、2. 国民健康保険特別会計繰出金では、国保会計へのルール分としまして、3,607万6千円と収支不足のための財源補てん分として、5,484万5千円を一般会計から繰り出すもので、1,771万7千円減の9,092万1千円としているところでございます。

その下の事業区分で、5. 社会福祉協議会活動助成事業では、職員の定期昇給や事務事業費分としまして、40万円増の1,535万円を計上しているところでございます。

次、一番下になりますが、事業区分、7. 社会福祉一般経費では、次のページにまたがりまして、下のほうの貸付金で、本年度の新規事業としまして、先ほどもご説明しましたが、社会福祉協議会を事業主体としまして、福祉資金貸付事業を拡大して、医療費資金貸付の事業に対しての原資として、社会福祉協議会に貸付するもので、100万円を計上し

ているものでございます。

その下の事業区分、8. 障害者等福祉事業では、委託料で、北見市子ども総合支援センターきらり通園療育指導訓練は、通園児童の減を見込んで45万6千円減の213万8千円の計上。

事業区分の一番下になります。10. 自立支援サービス事業については、次のページの委託料の障害福祉事務処理システム機器更新業務で、機器が5年以上経過し老朽化したこともございまして、35万7千円で更新するものでございます。

その下の扶助費では、全体的に育成医療の権限移譲及び障害者福祉サービスの利用者の自然増などによりまして、662万2千円増の1億5,466万6千円の計上となっております。

なお、扶助費の下から4行目になりますが、相談支援給付費につきましては、昨年まで、サービス利用計画作成費という名称でしたが、本年度からこの相談支援給付費と子どもの分としまして、一番下の障害児相談支援給付費に分離されたと考えていただきたいと思っております。

下から3行目の障害時通所給付費につきましても、一番上の介護給付費から子どもの分を分離したもので、さらに、そのすぐ下の高額障害児通所給付費につきましても、上から5行目の高額障害福祉サービス費から子ども分を分離したものでございます。

その下の事業区分、11. 地域生活支援事業の11節、委託料の移動支援事業では、移動が困難な障がい者に対しまして、外出時の支援を行うというもので、また、日中一次支援事業では、障がい者等の日中活動のため障がい者等の家族の一時的な負担を軽減する事業で、ともに利用回数の減によりまして、それぞれが減額になっているものでございます。

次に、85ページ、2目、老人福祉費の事業区分、3. 訓子府福祉会支援事業では、デイサービス・ケアハウス施設改修事業費補助金としまして、屋根の防水改修工事を行うため事業費1,290万円、補助率3分の1で、430万円を補助するものでございます。

その下の事業区分、4. 居宅介護支援事業の負担金補助及び交付金では、社会福祉協議会が行います訪問介護及び居宅介護事業の収支補てん分を補助するものでございまして、訪問介護支援事業では、総収入が増えたことによりまして、123万4千円減の717万2千円の計上、居宅介護支援事業では、システムの導入経費及び非常勤職員、ケアマネジャーの1名補充に伴います人件費の増により、467万8千円増の1,189万7千円の計上となっております。

その下の事業区分、6. 高齢者在宅サービス事業では、委託料のショートステイ事業で、訓子府福祉会の利用が、月平均で3日増え18日となったことから、36万6千円増の250万4千円の計上となっております。

その下の下から2行目になりますが、移送サービス事業では、歩行困難で通院の交通手段のない方への支援事業でありまして、その業務を訓子府ハイヤーに委託しているというものでございます。最近の燃料価格の高騰によりまして、初乗りを10円値上げすることなどにより、58万3千円増の348万7千円の計上となっております。

次に、88ページの上の方になりますが、事業区分、7. 介護保険特別会計繰出金では、昨年度実施しました介護保険システム改修及び更新業務の終了等によりまして、740万5千円減の7,563万7千円の計上となっております。

その下の事業区分、8. 介護予防支援事業では、委託料のサービス計画作成業務で社会福祉協議会へのケアプラン作成件数が、月平均10件程度増えるということがございまして47万5千円増の168万1千円の計上でございます。

その下の地域包括支援センターシステム更新業務で、老朽化しました機器一式の更新を行うもので、391万7千円の計上となっております。

その下の事業区分、10. 後期高齢者医療費の負担金、補助及び交付金では、北海道後期高齢者医療広域連合に負担するものでございまして、一人当たりの医療給付費が増加していることから、272万3千円増の7,924万8千円の計上となっております。

その下の事業区分、11. 後期高齢者医療特別会計繰出金では、町システム機器更新によりまして、市町村事務費の増などにより、137万6千円増の2,600万2千円の繰出金を計上しているところでございます。

次に、89ページの一番上になります。

3目、温泉保養センター費の事業区分、1. 温泉保養センター運営事業では、需用費の修繕料で、隔年で実施しておりますタイルの目地やコーキング補修などを今年行いますので48万2千円増、その下の光熱水費では、電気料値上げ分を見込みまして59万9千円増のあわせて707万9千円の計上をしているところでございます。

次に、4目の国民年金事業の事業区分、1. 国民年金事務費では、委託料で被保険者関係届出が日本年金機構への進達方法が変更となったことから、そのシステムの改修をするというものでございまして、34万7千円を計上しております。

次に、91ページになりますが、一番上の3款、2項、1目、児童福祉総務費の事業区分、1. 乳幼児等医療費助成事業では、昨年度は委託料で医療費助成システム改修業務506万8千円がありましたが、その分がなくなりましたので、その分が大きく減となります。

次に、2目、ひとり親福祉費の事業区分、1. ひとり親家庭等医療費助成事業では、下の扶助費の医療費助成が伸びていることから、49万2千円増の313万2千円の計上となっております。

次に、3目、児童福祉施設費の事業区分、1. 常設保育所運営事業では、賃金で入園児が増加していることから、臨時保育士1名増、171万5千円増の1,138万5千円の計上となっております。その下の代替保育士では、困り感のある園児の補助としまして1名、職員退職による1名分の保育士と施設事務のための事務員1名を雇用することとして332万9千円増の1,252万9千円の計上でございます。

そして、その上の共済費については、これら臨時保育士にかかる共済費が82万1千円増の340万4千円の計上となっております。

その下の需用費の賄材料費では、園児の増加によりまして、112万円増の522万円の計上となっております。

次のページになりますが、上のほうの委託料では、昨年は北見市との契約によります広域入所にかかる保育料51万9千円がございましたが、本年度から預かる時間を朝晩30分を実態により延長することから広域入所費用を減額してございます。

その下の備品購入費では、園児の増加による絵本箱や3段ラックなどの購入費として30万3千円を計上してございます。

次に、4目、児童措置費の事業区分、1. 児童手当支給事業では、次のページの上の委託料、老朽化している児童手当事務処理システム機器の更新50万2千円を計上しているものでございます。

次に、5目、児童センター費の事業区分、1. 児童センター運営事業では、現在の児童生活館の指導員2名のほかに、児童の自由利用の来館も見込まれる状況がちょっと今現在では分かりませんが、その状況に応じて増やさなければならないということも含めまして、臨時指導員分を2、3名配置することを想定しまして、268万4千円を計上しているものでございます。

その下の事業区分、2. 児童センター施設管理費につきましては、これは先ほども説明があったと思いますが、4月オープンの新施設であることから、需用費の燃料費は、児童生活館の灯油の年間使用量を参考としながら8千リッターで72万8千円、修繕料は、窓ガラス破損分を想定しまして、4万2千円、光熱水費は、業者の資料や児童生活館の水道料を参考としながら128万2千円の計上、その下の役務費の保険料では、建物分として20万2千円、動産分として6千円、合計20万8千円を計上しているところでございます。

次、99ページ、7目、児童センター建設事業費の事業区分、1. 児童センター建設事業になりますが、工事請負費としまして、グラウンド・歩行者通路・遊具・児童生活館解体などの外構工事費で2千万円を計上しているところでございます。

その下の児童生活館費は、児童センターへの移行により、廃目ということになります。

次に、101ページ、ここからは、衛生費になります。

4款、1項、1目、保健衛生総務費の事業区分の3. 地域医療対策事業の報償費地域医療報償金では、昨年、治恵クリニックの閉院に伴いまして、町内1院体制となったことから、訓子府クリニックへの負担が増えることによりまして、治恵クリニック分の月額37万5千円の2分の1相当分を増額するというもので、216万円増の816万円とし、歯科医院300万円とあわせて1,116万円の計上となっております。

その下の負担金、補助及び交付金の北見赤十字病院改築工事負担金では、日赤からの管内自治体への助成要望額は、当初5億円でしたが、そのうち北見市が1億5千万円、残り3億5千万円を2市15町村で負担することとし、人口割・地域格差調整などを行いまして、本町負担額は、1,223万7千円となったものでございます。

次に、104ページの上のほうになりますが、事業区分の8. 保健衛生一般経費では、昨年度、産休による保健師1名と栄養士1名がおりましたが、これが復帰したことによりまして、臨時職員賃金として55万円の減、さらに、昨年度、委託料の健康管理システム改修業務89万4千円が終了したことに伴い、この分で保健衛生一般経費が大きく減となっているものでございます。

その下の事業区分の9. 水道事業会計補助金の負担金、補助及び交付金の水道事業会計補助金では、水道会計で借入した4本の起債の償還元金利息2,035万2千円と4名の職員の人件費負担分1,871万6千円、あわせまして3,906万8千円を計上しているところでございます。

その下の事業区分の10. 特定不妊治療費助成事業の扶助費では、体外受精や顕微授精を受けた夫婦の経済的負担を軽減するために治療費の一部を助成するもので、これは、北

北海道が行っている特定不妊治療費助成事業の超えた分の上乗せ事業ということで、15万円の3回、2組分90万円を計上しているところでございます。

その下の事業区分、11. 未熟児養育医療費助成事業では、母子健康法に基づき都道府県が指定した養育機関において、入院を必要とする重症未熟児に対して必要な医療の給付を行うもので、医療保険による医療給付8割の自己負担分を給付するものでございます。北海道が実施していた時、平均入院期間や医療費実績を参考とし、月10万円の4カ月分を扶助費で40万円を計上しているところでございます。

この表の一番下になりますが、2目、予防費、次のページにまたがりませんが、事業区分、2. 予防接種事業では、前年度まで予防接種を委託料の中にワクチン代を含めて計上しておりましたが、予防接種が複雑になったということもございまして、4種混合、3種混合、不活性化ポリオ等、対象児によって予防接種の種類が異なるということがございまして、医薬材料費と接種委託料に分けて予算計上しているというものでございます。

需用費の医薬材料費では、3種混合ワクチン、2種混合ワクチン、4種混合ワクチン、BCGワクチン、麻疹風疹混合ワクチン、そして、ポリオ生ワクチンからかわった不活性化ポリオワクチン代として179万円の計上でございます。

110ページになります。3目、環境衛生費の事業区分、1. 葬斎場管理経費では、11節、需用費の修繕料で屋根塗装としまして、131万円を計上しているところでございます。

111ページを開いていただきたいと思っております。

4款、2項、1目、塵芥処理費の事業区分、1. 塵芥処理事業では、需用費の消耗品費で、昨年度は埋めるゴミの指定ごみ袋を75万6千円で購入しておりましたが、本年度は燃やすゴミの指定ごみ袋19万4千枚で178万8千円を購入するもので、これが大きな増えた理由となっております。

その下の委託料の一般廃棄物の2件の業務がありますが、長期継続契約の業務でございまして、前回、平成22年度では、予定価格に対して著しく低い落札価格ということがございましたが、本来の業務内容により、積算し直したということもございまして、積算で予算計上しておりました、資源ゴミ、粗大ゴミ、有害ゴミでは、637万3千円増の1,708万3千円、その下の生ゴミ、燃やすゴミ、埋めるゴミでは、437万4千円増の1,067万4千円の計上となっております。

その下の廃棄物処理場技術管理業務では、本年度から処理施設保守点検業務を見込みまして、さらに、仕様を見直すということもございまして、45万3千円減の415万8千円を計上しております。

その下の負担金、補助及び交付金の留辺薬町外2町一般廃棄物広域処理負担金では、計画搬入量から過去3年間の実績に見直したということもございまして、60万3千円減で2,219万円の計上となっております。

次に、2目、し尿処理費の事業区分、1. し尿処理事業のスクラムミックス事業し尿処理委託料では、1市2町のし尿及び下水道汚泥処理をする北見地区スクラムミックスセンターの処理委託料でございまして、運営管理費に対します応益割の負担率、14.22%から15.10%に上がったということで、55万1千円増の1,108万4千円の計上となっております。

次に、115ページ、ここからは、農林水産業費になります。

117ページを開いていただきたいのですが、6款、1項、3目の農業振興費、事業区分、2. 農業振興事業の一番上の農業振興連絡協議会負担金では、北見農業試験場研究員による次世代リーダー育成と研修の新規実施及びシストセンチュウ対策経費としまして、17万7千円増の20万2千円を計上しているものでございます。

その下の農業技術対策事業補助金では、試験展示圃場事業の見直しによりまして、10万円減の30万円の計上となっております。

次、その下、鹿電気牧柵設置事業補助金では、事業費に対します3分の1補助で、8件を予定しております。150万円を計上となります。

その下のほうの補償補填及び賠償金の農業経営基盤強化資金利子補給では、平成6年度から、農業基盤強化のため、認定農業者に貸し付けられた資金に対する利子補給でございまして、平成24年度に、先ほどの歳入でもご説明しましたが、制度改正が行われて、利子補給が23年度分までとなったということから、39万6千円減の39万2千円の計上となっております。

次に、120ページになりますが、事業区分、5. 経営所得安定対策直接支払推進事業では、昨年度まで農業者戸別所得補償制度が、経営所得安定対策と名前が変わったことによりまして、一部施策を組み替えておりますので、その推進事務費としまして、定額240万円を計上しているものでございます。

121ページになります。

5目の農業基盤整備事業費の事業区分、1. 農業基盤整備事業の負担金、補助及び交付金の道営西富中地区基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金については、本年度は、タンノメム川の下流部の法面の芝張で事業が終了することから、事業費300万円、負担率22.5%になりますが、67万5千円を計上しております。

その下の道営北見南地区畑総事業負担金では、これは他市町村で行われております畑総の本町参加者2名いるのですが、客土と農地造成のパワーアップ分に対する負担金が20万円増で70万円計上となっております。これは事業費1,120万円負担率6.25%になります。

その下の道営訓子府北西地区農地整備事業では、これは事業採択を受けたことによりまして、本年度、調査設計及び測量試験を行うということで、事業費1億2,500万円、負担率20%、それから、土地改良区の用水路分ありますので、事業費1,500万円、負担率12.5%を引いた2,312万5千円を計上しております。

道営柏丘北地区農地整備事業、町道南7線の整備で、これも事業採択を受けたことによりまして、用地確定測量を行うということで、事業費500万円で負担率22.5%の112万5千円の計上となっております。

その下の道営訓子府高園地区農地整備事業では、事業採択に向けて、調査、計画策定を行うための事業費として、700万円、負担率50%の350万円の計上となっております。

その下の道営訓子府西31号線地区農地整備事業では、北栄の町道西31号線の法面などの保全に向けた点検診断を行うという事業で、事業費1,000万円、負担率22.5%で225万円ということでございます。

次に、124ページの一番上のほうになります。

事業区分の5. 集落営農活動支援事業では、農地・水保全管理支払事業に対する経費で西富・清住・実郷・穂波・日出地区に本年度から弥生地区が加わるということで、6団体となりますが、長年やっておりますので、清住・実郷地区の率が下がるということもございまして、事業費1,627万5千円で、負担率25%、406万9千円の計上となっております。

次に、6目の農業交流センター費の事業区分の1. 農業交流センター等管理運営経費の委託料の一番下、農業交流センター管理業務につきましては、本年度は、新しく加工指導業務を追加委託するために、年40日分ですが、賃金分として、24万円を増やしまして205万5千円を計上しているところでございます。

次に、次のページになりますが、7目、牧場費、事業区分、2. 牧場管理運営事業の下のほうになりますが、工事請負費、共同利用模範牧場水道管敷設替工事、延長が1,450m分で940万円を計上しております。

その下の備品購入費では、中古トラクター1台分500万円を計上しているところでございます。

その下の事業区分、3. 牧場草地整備事業の負担金、補助及び交付金、これも次のページにまたがりませんが、平成21年度から実施しております放牧地の草地更新で、87.55ha、事業費6,200万円、負担率25%で、1,550万円を計上しております。

次に、下の表になります。

6款、2項、2目、林業振興費の事業区分1. 有害鳥獣駆除事業では、一番下になりますが、委託料でエゾシカ^{ざんし}残滓処理業務になりますが、昨年度は、国の補助を受けて有害鳥獣駆除実施隊を設置したことによりまして、大きな成果が得られたということがございまして、本年度においても、これを継続することとしまして、200頭分の^{ざんし}残滓運搬とその処理経費として、174万3千円を計上しているものでございます。

次のページになりますが、上から3行目、訓子府町鳥獣害防止対策協議会負担金では、貸出用くくり罠20個の購入、猟銃免許取得講習会経費2名分、狩猟免許5名分、箱罠助成5名分、あわせまして50万1千円を計上しているところでございます。

その下の事業区分2. 民有林振興事業の負担金、補助及び交付金の民有林振興事業補助金では、一般民有林の伐期を迎えた造林面積が増えたこともございまして、85万2千円増の368万6千円を計上しております。

次のページの131ページ、ここからは、商工費になります。

7款、1項、2目、商工業振興費の事業区分、2. 産業観光振興対策事業の負担金、補助及び交付金の産業観光振興協議会活動費負担金では、ふるさとまつりやさむさむまつりなどのさらなる充実を図るために100万円増やしまして1千万円を計上しているところでございます。

その下の事業区分、3. 商工業振興対策一般経費の負担金、補助及び交付金の住環境リフォーム促進事業補助金では、本年度から、対象事業費の最低限度を30万円から20万円に引き下げることになりまして、対象件数は32件分を見込みまして、550万円を計上しているところでございます。

その下の事業区分、4. 新エネルギー導入促進事業、これは次のページになります

が、一番上になります。太陽光発電システム導入費補助金では、本年度は20戸を見込み560万円を計上しているところでございます。

○議長（橋本憲治君） ここで、昼食のため休憩をしたいと思います。

午後1時から行いますので、ご参集願います。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（橋本憲治君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

引き続き、予算書の説明を願います。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） それでは、135ページになります。

135ページからは、土木費になります。

下の表ですが、8款、2項、1目、車両運行管理費では、昨年、歩道を除雪する小型除雪ロータリー車、3、270万円を購入したところでございますが、本年度、車両運行管理費予算では、この部分が大きく減額になっている部分でございます。

次に、事業区分の2. 車両運行管理費の需用費の車両燃料費ですが、これは燃料高騰によりまして、26万7千円増の660万円の計上でございます。

次に、一番下の事業区分、3. 除雪車両運行管理費、次のページにまたがっています。上のほうの需用費の車両燃料費で、これも燃料高騰によりまして、27万4千円増の43万1千円の計上になります。

その下の車両修繕料では、除雪車両11台の内5台の車検及び除雪専用車のクラッチ板交換などで、72万円増の447万円の計上でございます。

その下の事業区分、4. 車庫等施設管理費の一番下の備品購入費では、スクールバスなどの洗車に使用しておりますが、温水器と洗濯機の更新で、27万1千円を計上しているところでございます。

次のページになりますが、一番上、2目の道路維持費の事業区分、1. 町道補修事業の需用費の修繕料になります。これは町内の舗装道路の多くは整備後20年から30年経過しているということもございまして、路面状況が悪化してきていることから、舗装を中心とした補修経費としまして、本年度773万4千円。また、舗装道路の交通安全施設である区画線経費としまして300万円、あわせて1,073万4千円の計上でございます。

その下の原材料費の工事用原材料費ですが、町道末広線の昨日も論議になりましたが、街灯のメロングローブ、これは従来のガラス製が製造中止となったことによりまして、プラスチックといたしますか、アクリルといたしますか、変更することに伴いまして、21万円増となっております。それと福野の北見市との境界にあります町道南2線分で、町道維持管理事業から、事業区分を変更したことがありまして、39万7千円増の合計で57万7千円増の165万7千円を計上しております。

事業区分、3. 町道維持管理事業のずっと下のほうの委託料になりますが、この部分では、産業廃棄物処理業務としまして、163万8千円、これと道路側溝清掃業務229

万7千円、これは昨年度まで、その下の使用料及び賃借料で計上していましたが、業務内容を見直した結果、科目を振替したことで、委託料で393万5千円増の658万1千円となっているものでございます。

その下の一番下のほうですが、使用料及び賃借料では、大きく今お話した部分のものが減になってございます。

次のページ、一番上になりますが、原材料費では、昨年度まで、町道南2線の原材料費をこの事業区分に計上しておりましたので、本年度は、先ほども言いました町道保補修事業に振り替えたということで、47万3千円減の498万2千円になってございます。

次に、3目、道路新設改良費の事業区分、2. 旧訓子府駅周辺整備事業の委託料の旧訓子府駅周辺整備実施設計業務では、区域全体の面積約2.9haの実施設計を行うもので500万円を計上しております。

その下の工事請負費につきましては、旧訓子府駅周辺整備工事として、幸町線道路改良舗装140mと駐車場改築の費用として、4,500万円を計上しております。

その下の事業区分、3. 栄町南5条線道路整備事業の工事請負費では、この路線は、児童生活館に進入する道路として、今年完成した児童センター周辺の環境整備にあわせて延長149m、車道幅員4mになりますが、道路整備を行うもので、事業費1,200万円の計上でございます。

その下の補償補填及び賠償金では、水道管移設補償金では、この道路の整備にあわせて支障物件となります水道管に対する補償でございます。これは水道管理者に支払う分で200万円を計上してございます。

次に、4目、橋梁維持費の事業区分、1. 橋梁維持管理事業の委託料の橋梁長寿命化修繕計画策定業務、これは平成23年、24年に実施しました橋梁点検業務の結果に基づきまして、橋梁ごとの補修、修繕、架け替え等の方針検討を行い、橋梁の長寿命化を図りまして、維持管理経費の縮減や平準化を図るというもので、計画策定費としまして、606万円の計上をしているところでございます。

次に、下の表になりますが、8款、4項、1目、河川総務費、これは次のページになりまして、上の表の下のほうになりますが、事業区分、2. 河川改修整備事業の需用費の修繕料では、日出地区を通過しております北見土地改良区用水路の護岸ブロック20mの補修で、昨年、日出の水の上川の流末接続部分でございまして、そこの土砂上げ作業中に古くなっているということもございまして、護岸ブロックが壊れたということがありますので、その修繕を行うもので、これは北見土地改良区の財産になりますので、その修繕を行うということで、100万円を計上してございます。

その下の工事請負費の河川改修整備工事では、近年、局地的な大雨の影響を受けまして、土砂堆積や越水の恐れがあることから、大谷の鍋島川の治山ダム下に溜め柵を1基設置するもので、500万円を計上しているものでございます。

次に、下の表になりますが、8款、5項、1目、公園費の事業区分、1. レクリエーション公園管理事業では、賃金ですが、直営管理による公園作業員増員したことによりまして、37万1千円増の406万6千円を計上しております。

その下の需用費の修繕料では、昨年は、レク公園の遊具の整備を200万円で行っておりますが、その分が減額となりましたので、本年度は、19万6千円だけの計上となっております。

います。

次のページ、中ほどの事業区分の2. 各公園施設等管理事業の需用費の修繕料ですが、レク公園同様、昨年は日出公園等の整備434万3千円で行っておりますので、その分の減によりまして、本年度は15万6千円のみ計上となっております。

次に、147ページ、上のほうになりますが、8款、6項、1目、住宅管理費の事業区分の1. 町営住宅維持管理事業の委託料では、末広団地内の樹木が大きくなったことによりまして、電線に接触する恐れがあること。また、穂波団地でも、公共柵の中に根を張りだしまして、下水道管を詰まらせることがありますので、支障木の伐採を行う費用として10万円を計上しているものでございます。

その下の備品購入費では、町営住宅の一部に備え付けのストーブ・ボイラーが経年劣化等によりまして、故障も出てきておりますし、修理不能の恐れがあるということも含めて緊急対応用としまして、ストーブ3台、ボイラー1台、56万円を計上しているものでございます。

次に、下のほうになりますが、2目、住宅建設費の事業区分、1. 公営住宅建設事業、大きくは末広団地公営住宅建設1棟3戸、これにつきましては、先ほどもお話しております平成24年度の国の補正予算による計上をしていますことから、新年度予算には計上していないということで、その分の事業費が減となっている部分です。

ここにある工事請負費は、末広団地公営住宅改修工事で、昭和59年建設の1棟4戸のうち、住み替えにより、空家になった1戸を内部改修するもので、400万円を計上しています。

そのすぐ下の末広団地公営住宅解体工事では、昭和51年建設の1棟4戸を解体する費用として、330万円を計上しております。

次に、151ページ、ここからは、消防費になります。

9款、1項、1目、消防組合費の事業区分、1. 北見地区消防組合関係経費では、主な要因については、次のページ以降にその内訳がありますので、そこで説明していきたいと思えます。

まず先に、一番下の3目、災害対策の事業区分、1. 防災対策事業をご覧いただきたいのですが、この部分につきましては、昨年度は、北海道総合行政情報ネットワークシステムの更新で、232万5千円がありましたので、その分が大きく減となっているものでございます。

需用費の消耗品では、訓子府町緊急物資備蓄ガイドラインに基づきまして、本年度は、災害用毛布80枚、非常用簡易寝袋80枚などを購入するものとしまして、62万6千円を計上しているところでございます。

それでは、154ページをお開き願いたいと思えます。ここは、消防費になります。

3目、訓子府消防支署費の事業区分、1. 職員給与費になりますが、職員の昇給や人事異動などで給料、職員手当、共済費で215万1千円増の1億157万9千円となっております。

すみません。消防費は申し訳ないのですが、特別会計と同じで、この事業区分の番号が入っておりませんので、ちょっとこちらだけ勝手に入れたものですから、間違いましたが、消防費に番号が入っていません。そんなことで、事業区分、消防行政一般経費の旅費

の部分で、北海道消防操法訓練大会3名の職員の参加、それと平成26年度に消防団結成100年記念事業としまして、津野町で行われております消防演習に参加する予定で準備視察として、職員1名分の旅費を含めまして51万7千円を計上しております。

次のページの上のほうの備品購入費では、現在、現場等で撮影しているカメラが故障気味であるということから、災害記録用でどうしても必要になることも含めまして、一眼レフカメラ1台を購入することとしまして、11万8千円を計上しております。

一番下になりますが、156ページの一番下です。事業区分、救急業務費の需用費の消耗品費、除細動器のバッテリー19万2千円の交換を含めまして、24万2千円の計上しております。

次のページの下を表になりますが、3目、訓子府消防団費の次のページにまたがりませんが、事業区分、消防施設運営管理費の需用費の消耗品費ですが、本年度は基準に基づくタイヤ更新がないということから30万3千円減の19万3千円の計上しております。

次のページの一番上になります。

消防団員活動費、ここの報酬では、今まで団員定数、予算では105名分の定数分を見ましたが、現在の実人数85名ということがございまして、それに新規に5名を入団させるということの予算も含めまして、5人分を見込みまして、37万5千円減の260万2千円の計上となっております。

その下の旅費の費用弁償では、7月に江別市で行われる先ほどお話ししました消防操法訓練大会参加の訓練としまして6名分、延べ52回分で、109万2千円を含め、876万6千円の計上となっております。

その下の事業区分、消防団活性化推進事業費の消耗品費、ここでは、消防操法訓練大会出場のシューズやヘルメット、活動服などの被服費用で、19万7千円増で90万6千円の計上となっております。

その下の備品購入費では、同じく操法訓練大会用のホース、^{かんそう}管槍及びノズルなどで51万2千円の計上をしているところでございます。

次、163ページ、真ん中の表になります。

4款、1項、2目、公債費の利子の事業区分で、消防組合債償還利子では、消防救急デジタル無線整備としまして、昨年10月に入札を行いまして、北見消防全体で、11億2,413万円で落札しておりますが、その内の本町分としまして、その1工事が1億2,500万円、その2工事が1,460万円で、補助金分が2,473万8千円を差し引いた残を減債分の起債として、財政融資と地方公共団体金融機構の2本に分けてですが借りて、あわせて1億10万円の借入れに対する償還金として、年利3%、償還期間10年の内2年据置になりますが、本年度は利子のみの償還ということになりますので、298万3千円と地方公共団体金融機構からの一時借入金、1月から5月分の利息になりますが、これは1万2千円になりますが、それをあわせて299万5千円の計上ということになっております。

次に、167ページ、ここからは、教育費になります。

教育費は、170ページになりますが、2目、事務局費、事業区分の4. 学校教育等一般経費の負担金、補助及び交付金では、昨年度は5年に一回作成している小学校の社会科副読本作成費として、編集員会への交付金237万6千円を払っておりますが、この分が

減となっているのが大きなものでございます。

その下の北海道北見柏陽高等学校創立90周年記念事業賛助金としまして、10万円を計上してございます。

その下の積立金の奨学資金貸付基金積立金では、利用者の利便性や経済的負担を軽減するため、償還期間を延長したことにより、原資が不足してきていることから、623万7千円を増額いたしまして、これにより、先ほど管理課長からもお話ししましたように奨学資金貸付基金では、総額2,600万円で運用するという中身でございます。

次に、171ページ、上の表、3目、スクールバス運行費、事業区分、1. スクールバス運行事業需用費の車両消耗品、本年度は4台あるスクールバスのタイヤ更新の本数が多いことから、98万8千円増の208万8千円の計上となっております。

その下の委託料のスクールバス代替運行業務、これは、本年度は長期継続契約の切り替え年度でありまして、積算価格1,016万4千円で計上してございます。

次に、下の表になります。

10款、2項、小学校費の1目、学校管理費、これは次のページになりますが、事業区分の3. 学校施設維持管理事業の需用費の修繕料では、4教室の網戸修繕、それと障がい児対応としまして、居武士小学校のシャワールーム設置と1階児童用女子トイレ改修を含めまして、210万3千円の計上となっております。

その下の光熱水費では、これは先ほど申しました電気料の値上げを見込みまして179万8千円増の1,385万8千円の計上となっております。

その下の委託料、校舎等特別清掃業務では、年度別計画に基づきまして、本年度は小学校の主に1階フロアの洗浄と樹脂ワックスをかけるために、161万8千円を計上しているところでございます。

次に、175ページ、2目の教育振興費、事業区分、1. 教育振興事業の需用費の消耗品費になりますが、本年度は、特殊支援学級の発達検査用具や弱視学級新設によります支援用の消耗品費として、15万6千円増の224万5千円を計上しております。

その下の備品購入費では、訓子府小学校スクールバンドのトロンボーン2台、アルトホルン1台、バリトン1台を購入する費用として、64万1千円を計上しております。

その下の教科用教材の部分では、訓子府小学校の弱視学級新設によります教材と居武士小学校の算数用の立体模型教材、社会科保健用教材のDVD購入によりまして、17万円増の24万5千円の計上でございます。

その下の特別教科用教材では、今年は、居武士小学校のドラムセットシンバルを購入する費用として、15万6千円を計上してございます。

その下の事業区分、2. 遠距離通学対策事業の補助金では、これは毎年変わりますが、本年度は3名分6万8千円を計上してございます。

その下の事業区分、3. 就学援助・奨励事業の扶助費、ここの特別支援教育就学奨励費では、認定見込みが10名、昨年度は7名でしたが、今年は10名になったことによりまして、2万円の増で35万5千円の計上となっております。

その下の要保護・準要保護児童就学援助費でも、認定見込み数44名、昨年度は42名です。44名になったことに加えまして、準要保護学用品費を国の基準の2分の1と昨年はしていましたが、本年度から国の支給単価にし、PTA会費も実費分とすることとして

44万3千円増の319万4千円の計上となっています。

その下の特別支援学校帰省費助成ですが、該当者が今年は3世帯から2世帯になったことがありまして、23万7千円減の49万4千円の計上です。

次、その下の事業区分、4. 教育用コンピュータ整備事業の委託料、教育用コンピュータ機器更新業務では、各小学校で、平成18年度に導入したものでございますが、OSのサポートが切れることや性能的に今の時代といいますが、時勢にあわせては性能が低いということもりまして、動作がかなり遅い。そんなこともありまして、本年度、訓子府小学校で教員用24台、教室にある分が41台、サーバー1台、居武士小学校では、教員用が6台、教室用で14台、サーバー1台を更新する費用としまして、2,321万4千円の計上となっております。

次のページ、177ページの一番下の表になりますが、10款、3項、中学校費、1目、学校管理費の事業区分、1. 臨時講師配置事業、賃金、臨時講師では、昨年度、臨時講師として、特別支援の生徒の支援員を見込んでいましたが、昨日の補正予算の時にもご説明を管理課でしたと思うのですが、支援員が不要となったことから、平成24年度補正予算で減額しているところと同じように本年度も支援員分を減額していることがございまして、197万7千円減の214万7千円の計上となっております。

その下の事業区分、3. 学校施設維持管理事業の委託料、校舎特別清掃になりますが、本年度は床面特別清掃で1階と体育館柔剣道場などの洗浄とワックスがけを行うことによりまして、162万4千円を計上しております。

次のページになりますが、一番上の段、重機借上げ料では、中学校のグラウンドは雨天時の水はけが悪いということでございますので、重機による水はけ対策を行うこととしまして、39万1千円増の44万1千円を計上しております。

次に、2目、教育振興費の事業区分、1. 教育振興事業の需用費の消耗品ですが、昨年、新学習指導要領の改定によりまして、教師用指導書がかなりあったということで、その分が98万9千円減となりまして、今年度は252万7千円の計上となっております。

その下の備品購入費、大きくは、吹奏楽用楽器としまして、フルート2台、クラリネット1台、これで73万1千円、特別教科用教材で音楽用教材としまして、琴セット2台、体育科教材として、ノンスリップマット10枚、数学用教材としまして、両面ホワイトボード2台などで、81万3千円の計上となっております。

次のページ、182ページの一番上になります。

事業区分、2. 就学援助・奨励費の扶助費の特別支援教育就学奨励費では、認定見込み数が7名、昨年度は5名、になったことによりまして、7万8千円増で33万9千円の計上でございます。

その下の要保護・準要保護児童就学援助費でも、認定見込み数27名、昨年も27名ですが、準要保護学用品費を国の基準の2分の1、先ほどの小学校と同じように、本年度から国の支給単価に直した。また、PTA会費、それとクラブ活動費も実費分を支給するということから、76万3千円増の308万8千円を計上となっております。

次に、下の表になります。

10款、4項、1目、幼稚園費の事業区分、1. 幼稚園運営事業の賃金の代替教諭のところですが、障がいを持つ児童の関係機関への引継ぎやその成長にあわせて、本年度から

預かり保育も実施していくことによりまして、40万2千円増の166万7千円を計上してございます。

その下の保育補助員ですが、障がいを持つ児童が増えたことによりまして、補助員を1名増やすということで、195万5千円増の539万4千円の計上となっております。

次のページにいきますが、ちょうど次のページの真ん中ぐらいにあると思いますが、備品購入費、これは、おてふき掛け2台、トレーニング鉄棒を購入することとして、7万6千円を計上しております。

次に、185ページ、下の表になりますが、10款、5項、1目、社会教育総務費、事業区分、1. 社会教育委員活動事業の報酬では、社会教育委員会議を図書館建設計画審議によりまして、2回分の会議の増額分として、5万2千円増の15万円の計上となっております。

その下の事業区分、2. 公民館運営審議会委員活動事業の旅費では、今年は「第35回全国公民館研修会 in ぶらの」というのが、北海道で行われますので、公民館運営審議会委員を2人、職員を1人参加させるということで、3万9千円増の4万2千円を計上しております。

その下の事業区分、3. 青少年教育推進事業の賃金の週末活動支援事業等指導者では、放課後子ども教室「竹の子クラブ」の児童センターとの統合によりまして、体験活動を除く事業は、児童センター費に移行するというのもありまして、192万9千円減の366万8千円の計上となっております。なお、これによりまして、日出の「みつばちクラブ」については、従来どおりの活動支援を行うということでございます。

次に、188ページ、事業区分、5. 高齢者教育推進事業の報償費の講師謝礼ですが、これは若がえり学級の民謡及びカラオケの講師が高齢などでできなくなったことがありまして、それぞれのクラブが自主活動を行うこととしまして、その分10万1千円減の84万9千円の計上となっております。

一番下の事業区分、6. 芸術文化振興事業では、昨年度は、公民館開館30周年記念事業がございましたので、それらの事業分が減額となりまして、全体で129万7千円減の77万5千円の計上となっております。

次に、191ページ、下のほうになりますが、2目、公民館費の事業区分、1. 公民館管理事業の需用費の修繕料になりますが、昨年は、公民館前駐車場の白線引きと女子用トイレ改修、講堂搬出入口階段修理がございましたので、その分154万3千円減の101万7千円の計上となっております。

次のページの上段になります。

上から4つ目になりますが、備品購入費、これは施設用備品で、カラオケ機器は、現在2階の視聴覚室に1台設置しておりますが、利用人数や利用頻度が多い。さらに、利用者の高齢化が進んでいるというもございまして、カラオケ機器を1階和室にも設置することにしまして、その分106万1千円を計上しているところでございます。

次に、3目の図書館費の事業区分、1. 図書館業務コンピュータ及び北見地域ネットワーク事業の使用料及び賃借料のコンピュータ機器等借上料ですが、これは5年リースの期限が今年の10月に切れるということもございまして、その後、機器については、無償譲渡となることから、76万円減の106万5千円で計上しているものでございます。

その下の事業区分の2. 図書館活動事業の需用費の消耗品の中に、新規として、新生児に絵本等を送るブックスタート事業を行いたい。今年は新しく行いたいということで、大体、単価1, 500円程度の絵本40冊分を予算でいきますと6万円を見込んでございます。

197ページ、10款、6項、2目、体育施設費の事業区分、1. スポーツセンター管理事業の需用費の修繕料では、昨年度は、スポーツセンターアリーナバスケットコートライン改修とスポーツセンターと温水プールの電力使用合理化修理がございましたので、その分がなくなったことによって大きく減となりまして、40万円の計上となっております。

次のページの上のほうになります。事業区分、2. 温水プール管理事業の需用費の燃料費では、冬期間の室温設定を凍結しないぎりぎりと言ったら変ですが、凍結しないように温度管理を行いまして、201万4千円減の55万1千円の計上になってございます。

修繕料では、濾過器の砂の更新105万円、ボイラー熱交換器2台交換39万9千円を含めまして、52万4千円の計上でございます。

なお、光熱水費ですが、スポーツセンターと温水プールの使用電力合理化事業によりまして、かなり節減になっておりますので、74万5千円減の116万5千円の計上となっております。

その下の事業区分、3. 屋内ゲートボール場管理事業の次のページになりますが、委託料の屋内ゲートボール場維持管理業務では、今まで施設内外の清掃については、すべてゲートボール協会に委託してきておりましたが、高齢化などによりまして、その業務すべてを行うことが難しくなってきたということがございまして、一部の軽作業、事務室、玄関階段、低い部分の窓ふき、施設周辺の草取りの清掃だけに業務を縮小したことによりまして、14万6千円減の5万円の計上、そして、それに伴いまして、トイレ・ベンチなどの清掃業務を業者に委託することになりますので、その分で39万9千円の計上で、あわせて44万9千円の計上としてございます。

その下の事業区分、4. 屋外運動施設管理事業の需用費の修繕料では、パークゴルフ場の芝更新で27万円、レク公園運動広場の管理棟塗装で74万8千円を含みまして、116万8千円を計上してございます。

その下の委託料ですが、下から2段目、パークゴルフ場案内表示板制作業務としまして、最近利用者のプレーなどのマナーが悪くなっていることもございますので、マナー啓発看板を2個設置することとしまして、3万7千円を計上しております。

その下のパークゴルフ場樹木植替業務としまして、エゾムラサキツツジ100株の植替えすることとしまして、37万2千円を計上してございます。

次のページの一番上のほうになります。3行目の備品購入費、これにつきましては、老朽化してきました自走式草刈り機1台を更新するということで、53万9千円の計上です。

同じページの3目、給食センター費、事業区分、2. 給食調理関係経費の需用費の賄材料費では、訓子府小学校児童と幼稚園児などの減によりまして、99万7千円減で2, 770万6千円の計上となっております。

その下の事業区分、3. 給食センター一般経費、これは次のページになりますが、中ほどの備品購入費では、厨房用備品としまして、中蓋付二重保温食缶3個とごはん保温庫3

個で12万5千円を計上しております。

一番下になります。

事業区分、4. 食育推進事業では、これは昨年度、国の委託で、栄養教諭を中核とした食育推進事業を実施してきましたが、保護者からは、事業継続の希望が多くあったこともありまして、本年度についても町単独であります。親子クッキングを開催し、食育の推進を図ろうとするものでございます。

次に、207ページ、11款、公債費になります。

事業区分、1. 長期債元金償還では、昨年度は、23本分の起債が終了しております。元金で6,517万6千円減、5億4,989万5千円の計上となっております。

その下の事業区分、1. 長期債利子償還ですが、元金に付随する利子でございます。829万6千円の減ということで、6,552万6千円の計上となります。

次に、211ページになります。

13款、給与費になります。

ここでは、特別職3人と一般職89人、新規採用の2名分を含んでおりますが、人件費を計上しております。前年度と比べ、一般職で2名の減員、給与費全体で1,036万8千円減ということで、7億8,958万9千円の計上となっております。

この給与費には、選挙費の職員手当、議員や各種委員の報酬等が入っておりませんが、人件費総体につきましては、222ページに給与費明細書を添付しておりますので、ご覧をいただきたいと思っております。

なお、この222ページの明細書につきましては、地方自治法に基づく書式でございまして、報酬、給料、手当、共済費などのほか、手当の種類ごとに前年との比較ができるように調整したもので、これは後でご覧をいただきたいと思っておりますので、説明については省略させていただきます。

続いて215ページ、ここからは、これまでにご決定をいただいた債務負担行為の本年度分を加えた調書でございまして、220ページの計の欄にありますように、本年度以降の支出予定額は、2億5,267万3千円となっております。そのうち一般財源としましては、1億6,147万円が必要となっております。

なお、本年度分の支出予定額につきましては、説明資料の25ページ以降に一覧でまとめておりますので、後ほど見ていただければと思っておりますが、そちらのほうに載っております。

続きまして、次のページ、221ページ、これは、地方債の年度末現在高に関する調書でございまして、合計欄の右側でございますように平成25年度末の現在高見込額は、45億5,094万5千円となっております。

以上、総額を38億5,220万円とする平成25年度一般会計予算案につきまして、説明したところでございますが、時間の関係等、ちょっと長くなりましたが、詳細の説明はできませんでしたが、最初に申し上げましたが、依然と厳しい財政状況の中、予算全般にわたり「まちづくりと財政健全化を両立させ、行財政の均衡を図る」ことに重点を置きまして、予算編成にあたりました。

結果的に国の補正予算による繰り越しを含めると先ほども言いましたが、昨年対比でも12%を超える伸びとなっておりますが、国の元気づくりに歩調をあわせまして「訓子府

の元気づくり」さらには「町民にやさしいまちづくり」を着実に実行するための施策に重点的に予算付けをするということを配慮してまいりました。説明不足の点につきましては、お詫び申し上げますが、後については、特別委員会等の質疑で補足させていただきますので、ご審議の上、決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第8号の説明をお願いします。

福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（渡辺克人君） 各会計予算書の227ページをお開き願います。

議案第8号 平成25年度訓子府町国民健康保険特別会計予算につきまして、別冊の予算案の説明資料を含めてご説明申し上げます。

予算書に入ります前に、別冊の「各会計予算案の説明資料」3ページをお開きいただきたいと思います。

その上段に、国保会計の予算編成にあたっての基本的な考え方について、記載しております。

まず、歳入であります。国保税につきましては、現行税率により計上しております。

国庫支出金及び療養給付費等交付金につきましては、保険給付費を基礎として、積算した額を計上しており、道支出金につきましては、北海道の調整交付金等を計上しております。

65歳以上75歳未満の前期高齢者に対する交付金として、前期高齢者交付金を計上しております。

一般会計繰入金につきましては、従来からのルールによる繰り入れのほか、財源調整に要する財政調整基金の不足額の補てん分を繰入金として計上しております。

次に、歳出であります。前年度の医療費実績見込み等から推計した保険給付費及び介護保険第2号被保険者に係る介護納付金等を計上したほか、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等、保健事業費では、特定健診等にかかる費用を計上しております。

なお、老人医療費拠出金につきましては、老人保健制度の廃止に伴い、過年度精算分のみの計上しております。

資料の9ページをお開きいただきたいと思います。

9ページの下から3行目には、国保会計の財政調整基金保有状況を記載しております。

平成20年度末から基金は底を付いている状況であります。今年度につきましては、従来どおり一般会計から繰り入れる普通交付税に算入されております。財政安定化支援分、164万1千円と預金利子1千円を積立し、平成25年度末の保有見込額は、一番右側に記載しております164万2千円となる見込みであります。

また、同じ資料の28ページから32ページにわたり、国保会計の概要をそれぞれ記載しておりますが、この資料の内容につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、予算書の227ページに戻りまして、内容をご説明申し上げます。

議案第8号 平成25年度訓子府町国民健康保険特別会計予算の第1条では、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,340万円と定めるものであります。

この予算は、前年度当初と比較しまして、2,590万円、約2.7%の減額計上となっております。

第2条では、一時借入金の借入限度額を前年度同額の3千万円と定めるものであります。

第3条では、歳出予算の流用についての定めであります。保険給付費の各項の予算に過不足が生じた場合の流用の方法について、従来と同様に定めるものであります。

次に、228ページから233ページにつきましては、款項ごとにそれぞれ額を記載しておりますので、ご覧いただくこととしまして、236ページ以降の事項別明細書によって、その特徴的なものに限って説明させていただきますので、あらかじめお許しをいただきたいと思っております。

はじめに、236ページの歳入から説明させていただきます。

見開きで左側が、款・項・目、右側のページが、節以下説明を載せてございますので、両方のページを見ながらお聞きいただきたいと思います。

まず、236ページの第1款、国民健康保険税、第1項、第1目の一般被保険者国民健康保険税であります。総額では、前年度比21万7千円増の2億8,028万2千円を見込んでおります。

237ページの1節、医療給付費分現年課税分につきましては、世帯数で991世帯、被保険者数は、2,396人を見込んで、現行税率により算定し、その額から低所得者軽減分、限度額超過分などを差し引きし、収納率を98%と見込んで、2億221万8千円を計上しております。

2節の医療給付費分滞納繰越分につきましては、前年度同額の100万円を計上しております。

次に、3節の後期高齢者支援金分現年課税分につきましては、一般被保険者の国民健康保険税と同様の計算式に基づき算出し、5,128万4千円を計上しております。

次に、5節の介護納付金分現年課税分につきましても、一般被保険者の国民健康保険税と同様の計算式に基づき算出し、2,577万8千円を計上しております。

次に、236ページ下段から239ページまでの第2目の退職被保険者等国民健康保険税であります。世帯数を37世帯、被保険者数は88人と見込んで現行税率により計上しております。

237ページ下段の1節、医療給付費分現年課税分428万5千円、239ページの3節、後期高齢者支援金分現年課税分97万3千円、5節の介護納付金分現年課税分の106万1千円などをあわせて、総額で前年度比で369万5千円減の632万2千円を計上しております。

次に、238ページ、下段の第2款、国庫支出金、第1項、国庫負担金、第1目の療養給付費等負担金につきましては、補助対象医療費等の32%相当額が国から交付されるものですが、現年度分、過年度分、あわせて、前年度と比較して1,508万2千円減の1億6,595万2千円を計上しております。

第2目の高額医療費共同事業負担金につきましては、高額医療費拠出金に対する国の負担分4分の1の783万9千円を計上、第3目の特定健康診査等負担金につきましては、特定健診の対象経費の国負担分3分の1の110万9千円を計上しております。

次に、240ページの第2項、国庫補助金、第1目の財政調整交付金であります。このうち財政力格差調整のため交付されます普通調整交付金につきましては、前年度不交付となっており、平成25年度においても見込めないことから、特別調整交付金のみの31

万4千円を計上しております。

第2目の出産育児一時金補助金につきましては、平成23年4月から出産育児一時金の額が42万円に恒久化されたことにより、国の補助金がなくなり、平成23年度の経過措置も終了したため、廃目としております。

次に、第3款、第1項、第1目、療養給付費等交付金につきましては、退職者医療制度の財源で、各保険者の拠出により賄われ社会保険診療報酬支払基金から交付されるものですが、前年度比395万3千円減の3,110万2千円を計上しております。

次に、第4款、第1項、第1目、前期高齢者交付金につきましては、保険者間の65歳以上75未満の前期高齢者の偏在による不均衡を各保険者の加入者数に応じて財政調整するための交付金として、前年度比2,188万7千円増の1億6,724万5千円を計上しております。

次に、第5款、道支出金、第1項、道負担金、第1目の高額医療費共同事業負担金につきましては、高額医療費拠出金に対する道負担分4分の1の783万9千円を計上、第2目の特定健康診査等負担金は、国庫支出金と同様に、特定健診の対象経費の道負担分3分の1の110万9千円を計上しております。

次に、第2項、道補助金、第1目の調整交付金につきましては、国からの財源移譲分を一定のルール計算により調整交付金として交付されるもので、普通調整交付金は、前年度比1,465万7千円減の3,257万円を計上、特別調整交付金については、61万6千円を計上しております。

次に、242ページ、第6款、第1項、第1目の共同事業交付金につきましては、1件80万円を超える医療費を対象として、国保連合会が行う高額医療費共同事業により、100分の59が交付されるもので、過去の実績を勘案して、前年度比228万7千円増の3,135万6千円を計上しております。

第2目の保険財政共同安定化事業交付金につきましても、1件30万円から80万円までの医療費を対象とし、医療費実績などにより、国保連合会に拠出し、交付を受けるもので、前年度比578万1千円増の9,811万8千円を計上しております。

次に、第7款、財産収入、第1項、財産運用収入、第1目の利子及び配当金につきましては、財政調整基金の利子として、1千円を計上しております。

次に、第8款、繰入金、第1項、基金繰入金、第1目の財政調整基金繰入金につきましては、前段ご説明申し上げたとおり平成20年度末から基金は底を付いている状況であることから、1千円の科目計上としております。

次に、第2項、他会計繰入金、第1目の一般会計繰入金のうち、1節の保険基盤安定繰入金は、前年度実績額により、保険税軽減分1,977万8千円と保険者支援分593万6千円をあわせて、2,571万4千円を、2節の出産育児一時金繰入金は、560万円を、3節の財政安定化支援事業繰入金は、24年度普通交付税措置実績額の164万1千円を、それぞれ町の負担分として繰り入れするものであります。

4節のその他一般会計繰入金につきましては、国の普通調整交付金が見込めないところですが、平成24年度の医療費等の実績額が、平成23年度に比べて、少なくなる見込みであることから、国保会計の財源補てん分繰入金として、前年度比1,674万4千円減の5,484万5千円を、国保会計を運営するための事務費等に要する経費として、31

2万1千円を計上しております。

次に、244ページの一番下の第10款、諸収入、第3項、第6目の雑入につきましては、特定健診にかかる自己負担額等の計上ですが、特定健診については、受診率向上を目指し、従来の集団健診に加えて昨年度も実施しておりますが、自己負担分を受診した医療機関に直接支払う個別健診と医療機関から検査数値を提供していただく、みなし検診も実施することとし、平成25年度は、総体で800名のうち、集団健診を650名、個別健診を100名、みなし検診を50名と見込みまして、集団健診650名のうち、誕生健診の72名を除く、578名分の69万3千円を計上しております。

次に、歳出について、説明させていただきます。246ページをお開き願います。

まず、第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目の一般管理費及び、第2目の連合会負担金につきましては、国保一般事務に要する経費として、あわせて447万4千円を計上しております。

なお、第1目の25節、積立金では、財政調整基金積立金として、財政安定化支援事業分と基金利子分をあわせて164万2千円を計上しております。

次に、第2項、徴税费及び第3項の運営協議会費につきましても、徴収事務及び運営協議会の事務的経費として、それぞれ62万円と6万2千円を計上しております。

次に、248ページになります。

第2款、保険給付費、第1項、療養諸費の積算につきましては、前年度の給付、支払実績から推計し、計上しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

まず、第1目の一般被保険者療養給付費は、前年度比3、200万円減の4億9,700万円を計上。

第2目の退職被保険者等療養給付費は、前年度比570万円減の2,230万円を計上しております。

第3目の一般被保険者療養費は、前年度比30万円増の700万円。

第4目の退職被保険者等療養費は、前年度同額の30万円を計上しております。

第5目の審査支払手数料は、前年度の支払見込額から推計し165万8千円を計上しております。

次に、第2項、高額療養費につきましても、療養諸費と同様に前年度の実績により推計し計上しております。

第1目の一般被保険者高額療養費は、前年度比500万円減の4,900万円を計上。

第2目の退職被保険者等高額療養費は、前年度比140万円減の230万円を計上しております。

第3目の一般被保険者高額介護合算療養費は、前年度同額の100万円を計上しております。

また、第4目の退職被保険者等高額介護合算療養費につきましても、前年度同額の6万円を計上しております。

次に、250ページ上から3段目、第4項、出産育児諸費、第1目の出産育児一時金につきましては、前年度実績から5人減の20人分、840万円を計上しております。

第2目の支払手数料につきましては、出産育児一時金について、直接、医療機関へ支払う場合に、その支払業務を委託している国保連合会に対する支払手数料として、20人分

の5千円を計上しております。

次に、第5項、葬祭諸費、第1目の葬祭費につきましては、前年度同額の16件分80万円を計上しております。

次に、252ページの第3款、後期高齢者支援金等、第1項、第1目の後期高齢者支援金拠出金につきましては、後期高齢者医療制度の財源として、保険者が約4割相当分を拠出するものですが、概算拠出の通知により、前年度比859万4千円増の1億2,472万5千円を計上しております。

第2目の後期高齢者関係事務費拠出金につきましても、概算拠出の通知により、9千円を計上しております。

次に、第4款、第1項、第1目の前期高齢者納付金につきましては、歳入でも説明しましたが、保険者間の65歳以上75歳未満の前期高齢者の偏在による不均衡を調整するため、各保険者の加入者数等に応じて費用負担するもので、国保では、前期高齢者の加入割合が高いことから拠出額が少なく、概算拠出の通知により、6万8千円を計上。

第2目の前期高齢者関係事務費拠出金につきましても、概算拠出の通知により、9千円を計上しております。

次に、第5款、老人保健拠出金、第1項、第1目の老人保健医療費拠出金につきましては、老人保健制度の廃止に伴い、過年度清算分のみを計上となり、前年度同額の1千円の科目計上。

第2目の老人保健事務費拠出金についても、同様に6千円を計上しております。

次に、第6款、第1項、第1目の介護納付金につきましては、国保被保険者にかかる介護保険第2号被保険者分で、概算納付通知により、前年度比277万8千円増の5,557万6千円を計上しております。

次に、254ページの第7款、共同事業拠出金、第1項、第1目の高額医療費拠出金は、決定通知額に基づき、前年度比228万8千円増の3,135万8千円を計上しております。

次に、第3目の保険財政共同安定化事業拠出金につきましても、同じく決定通知額に基づき、前年度比578万2千円増の9,811万9千円を計上しております。

次に、第8款、保健事業費、第1項、第1目の特定健康診査等事業費につきましては、国保の40歳～74歳の被保険者を対象とした、生活習慣病に着目した特定健診と特定保健指導に要する経費を計上しており、全体で前年度比23万8千円増の536万円を計上しております。

右側の255ページになりますが、7節の賃金は、アンケート調査集計などの臨時事務員賃金、特定保健指導の臨時栄養士の賃金などで29万7千円を計上。

12節の役務費は、特定健診のための郵送料や特定健診データ管理システム手数料として、60万5千円を計上。

13節の委託料は、特定健診業務を委託するものですが、受診率向上を目指し、集団健診に加えて、直接医療機関で健診を受ける個別健診と昨年度も実施しましたが医療機関から検査数値の提供してもらい、みなし検診も実施することとし、集団検診を650名、個別健診を100名、みなし検診を50名と見込み、国保被保険者800名分の基本検診料などとして418万5千円を計上しております。

また、国保連合会の特定健診等データ管理システム機器更改に伴う業務端末の更新負担金として、25万円を計上しております。

次に、第2項、保健事業費、第1目の保健事業総務費につきましては、保健事業に要する経費として、全体で前年度比38万6千円増の278万5千円の計上であります。

なお、19節の負担金、補助及び交付金にあります健康診査助成金につきましては、脳ドックに対する助成金ですが、20人分の40万円を計上しております。

また、隔年で開催しております健康まつりについての経費についても、賃金や報償費、消耗品費、委託料をあわせて34万6千円を計上しております。

以上、平成25年度訓子府町国民健康保険特別会計の予算について、提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 引き続き、議案第9号の説明をお願いします

福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（渡辺克人君） 続きまして、各会計予算書の261ページをお開き願います。

議案第9号 平成25年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、別冊の予算案の説明資料も含めてご説明させていただきます。

予算書に入ります前に別冊の「各会計予算案の説明資料」の3ページをお開きいただきたいと思っております。

その中段に、後期高齢者医療会計の予算編成にあたっての基本的な考え方について、記載しております。

まず、歳入であります。後期高齢者医療制度においては、財政運営期間が2年間とされており、後期高齢者医療保険料につきましては、平成24年度と25年度の医療費等の推計により、北海道後期高齢者医療広域連合から示された保険料を計上しております。

また、脳ドック助成に対する広域連合補助金や低所得者の保険料軽減分等の公費負担金として、一般会計からの繰入金を計上しております。

また、歳出につきましては、所要の事務費のほか、後期高齢者医療広域連合への納付金を計上しております。

この資料の33ページから35ページにわたり、後期高齢者医療特別会計の概要をそれぞれ記載しておりますが、この資料の内容につきましては、説明は省略させていただきます。

それでは、予算書の261ページに戻りまして、内容をご説明させていただきます。

議案第9号 平成25年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算の第1条で、予算の総額を歳入歳出それぞれ7,440万円と定めるものであります。

この予算は、前年度当初予算と比較して260万円、約3.6%の増額となっております。

262ページから265ページにつきましては、款項ごとにそれぞれ額を記載しておりますので、ご覧いただくこととしまして、その内容につきましては、268ページ以降の事項別明細書によって、その特徴的なものについて、説明させていただきます。

はじめに、268ページの歳入から説明させていただきます。

まず、第1款、第1項、後期高齢者医療保険料であります。北海道後期高齢者医療広

域連合が定めた保険料額に基づき算定しており、保険料算定の基礎となる均等割額は、4万7,709円、所得割率は10.61%としており、保険料総額では、前年度比122万4千円増の4,791万円を計上しております。

まず、第1目の特別徴収保険料は、被保険者数を762人と見込み、保険料額3,026万4千円を計上。

第2目の1節、普通徴収保険料は、被保険者数を265人と見込み、保険料額1,759万6千円を計上。

2節の普通徴収保険料滞納繰越分は、前年同額の5万円を計上しております。

次に、第2款、広域連合補助金、第1項、第1目の長寿健康増進事業交付金につきましては、75歳以上の方の脳ドックの助成金として、その費用の全額が広域連合より交付されるもので、12名分を見込み、前年度同額の37万8千円を計上しております。

次に、第3款、繰入金、第1項、一般会計繰入金、第1目の保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者の保険料軽減分として、道と町の負担分をあわせて、前年度比12万9千円減の1,729万1千円を計上しております。

第2目の事務費繰入金につきましては、広域連合納付金分と所要事務経費分をあわせて前年度比150万5千円増の871万1千円を計上しております。

次に、270ページになります。

第5款、諸収入、第2項、償還金及び還付加算金、第1目の保険料還付金につきましては、納めすぎた保険料が広域連合から還付されるもので、還付金として、前年度同額の10万円を計上し、第2目の還付加算金として5千円を計上しております。

次に、第3項の預金利子及び、第4項の雑入につきましては、それぞれの項目を1千円の科目計上としております。

次に、歳出について、説明させていただきます。272ページをお開きください。

まず、第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目の一般管理費につきましては、右側の273ページになりますが、プリンタートナー等の消耗品費や被保険者証一斉更新等にかかる郵便料、後期高齢者医療システム保守業務、さらに、システム機器更新業務等の委託料など、一般事務に要する経費として、前年度比235万9千円増の594万円を計上しております。

次に、第2項、徴収費、第1目の賦課徴収費につきましては、納入通知書等の印刷製本費や保険料決定通知のための郵便料などの経費として、前年度同額の20万5千円を計上しております。

次に、第2款、保健事業費、第1項、第1目の保健事業総務費につきましては、歳入でも説明いたしましたが、全額、広域連合からの交付金を受けて実施する75歳以上の方の脳ドックの助成にかかる分ですが、健康診査助成金として、12名分の37万8千円を計上しております。

次に、274ページの第3款、第1項、第1目の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、広域連合の共通経費の市町村負担分として、事務費納付金256万8千円を計上、また、収納した保険料分と低所得者の保険料軽減の保険基盤安定分をあわせて、保険料等納付金として、6,520万円2千円を計上し、後期高齢者医療広域連合納付金の総額で、前年度比24万1千円増の6,777万円を計上しております。

次に、第4款、諸支出金、第1項、償還金及び還付加算金、第1目の保険料還付金につきましては、納めすぎた保険料の還付金として、歳入同額の10万円を計上し、第2目、還付加算金として、5千円を計上しております。

次に、第2項、繰出金、第1目の一般会計繰出金につきましては、預金利子相当分として1千円を計上しております。

以上、平成25年度訓子府町後期高齢者医療特別会計の予算について、提案説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（八鍬光邦君） それでは、各会計予算書の276ページをお開きいただきたいと思います。

議案第10号 平成25年度訓子府町介護保険特別会計予算につきまして、別冊の予算案の説明資料を含めてご説明を申し上げます。

別冊の「各会計予算案の説明資料」の3ページになりますが、その下段に介護保険会計の予算編成にあたっての基本的な考え方について記載をしております。

まず、歳入であります。平成24年度から平成26年度までの第5期事業運営期間に要する保険給付費を基礎として、積算しました介護保険料をはじめ、国庫支出金、支払基金交付金、道支出金を計上しておりますほか、介護認定等にかかる所要額を含めた町負担分の一般会計からの繰入金を計上しております。

歳出では、保険給付費、介護認定審査費、事業の運営経費等のほか、地域支援事業費を計上しております。

資料の9ページになりますが、基金の保有状況を載せております。9ページの下から2行目の一番右側になりますが、介護保険特別会計収支の不足分及び介護保険料の抑制のための取り崩しを行うことにより、平成25年度末の介護給付費準備基金保有見込額は、2,369万2千円となる見込みであります。

この資料の36ページから41ページにわたり、介護保険特別会計の概要をそれぞれ記載しておりますが、この資料の内容については、ご覧をいただくこととし、説明を省略させていただきます。

それでは、予算書の276ページに戻っていただきまして、内容をご説明申し上げます。

議案第10号 平成25年度訓子府町介護保険特別会計予算の第1条では、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,450万円と定めるものであります。

この予算は、前年度予算と比較しまして210万円、約0.4%の減額計上となっております。

第2条では、一時借入金の借入最高額を前年度同額の3,000万円と定めるものであります。

第3条では、歳出の流用についての定めであります。保険給付費の各項の予算に過不足が生じた場合に同一款内で各項間の流用ができることを定めるものであります。

次に、277ページから280ページにつきましては、款項ごとにそれぞれの額を記載しておりますので、ご覧をいただくこととしまして、283ページ以降の事項別明細書によって、説明させていただきたいと思います。

それでは、283ページ、歳入からです。

まず、第1款、保険料であります。平成24年度から26年度までの第5期介護保険事業計画によりまして、基準保険料を月額3,700円、年額で4万4,400円として、算定しております。

また、保険料段階は、負担が過重にならないよう、第1段階から7段階までとし、さらに、第3段階と第4段階をそれぞれ2段階に分割しておりますので、実質的に9段階に細分化をしていることとなります。

第1項、介護保険料、第1目、第1号被保険者保険料、1節の特別徴収保険料につきましては、被保険者総数を1,747人と見込み、保険料額を6,956万円、2節の普通徴収保険料につきましては、被保険者総数を158人と見込み、保険料額を452万4千円、3節の普通徴収保険料滞納繰越分につきましては、7万円とし、介護保険料の総額を前年度比199万1千円増の7,415万4千円と見込んでおります。

次に、第2款、分担金及び負担金、第1項、負担金、第1目、介護予防負担金につきましては「通所型介護予防事業」における利用者負担金として、49万9千円を見込んでおります。

次の第3款、国庫支出金、第1項、国庫負担金、第1目、介護給付費負担金につきましては、現年度分としまして保険給付費に対する国のそれぞれの負担割合を乗じた7,736万円を計上しております。

285ページと286ページの第2項、国庫補助金、第1目、調整交付金につきましては、財政力格差調整のための交付金であります。過去の実績から保険給付費の7.55%の3,326万7千円を計上しております。

第2目、地域支援事業交付金の介護予防事業分につきましては、介護予防事業費に要する費用の25%、224万5千円を計上。

第3目の包括的支援事業・任意事業分につきましても事業費に対し39.5%の177万4千円を計上しております。

次に、第4款、支払基金交付金、第1項、第1目、介護給付費交付金につきましては、現年度分としまして保険給付費の29%、1億3,151万9千円を計上。

第2目の地域支援事業支援交付金につきましては、介護予防事業に要する経費の29%、260万5千円を計上しております。

第5款、道支出金、第1項、道負担金、第1目、介護給付費負担金は、保険給付費に対してそれぞれ道の負担割合を乗じた7,003万2千円を計上。

第2項、道補助金、第1目、地域支援事業交付金の介護予防事業分につきましては、介護予防事業の12.5%の112万2千円、第2目の包括的支援事業・任意事業分につきましても事業費の19.75%の88万7千円をそれぞれ計上しております。

続きまして、287ページと288ページ、上から2つ目になりますが、財政安定化基金支出金であります。これは第5期介護保険料の抑制のため、北海道の財政安定化基金を取り崩し市町村に交付されたものですが、平成24年度に3年分の交付を受けておりますので、今年につきましては、廃目としております。

第6款、財産収入、第1項、財産運用収入、第1目、利子及び配当金につきましては、介護給付費準備基金の利子として、1万3千円を計上。

第7款、繰入金、第1項、基金繰入金、第1目、介護給付費準備基金繰入金につきまし

ては、介護保険特別会計の収支の不足分及び保険料の抑制のための道からの財政安定化基金交付分をあわせまして、1,336万9千円を繰り入れするものであります。

第2項、他会計繰入金、第1目、一般会計繰入金、1節の介護給付費繰入金は、保険給付費の町負担分12.5%の5,669万円。2節の地域支援事業繰入金の介護予防事業分が12.5%の112万3千円。3節の包括的支援事業・任意事業分は、19.75%の88万8千円をそれぞれ町負担分として繰り入れするものであります。

4節のその他一般会計繰入金は、特別会計を運営するための事務費等に要する経費ですが、昨年度実施しました介護保険システム改修及び更新業務の終了によりまして、前年度比880万7千円減の1,693万6千円を繰り入れするものです。

289ページと290ページの第8款、繰越金、第9款、諸収入につきましては、それぞれの項目を科目計上しております。

続きまして、291ページの歳出について、説明をさせていただきます。

第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費であります。介護保険一般事務に要する経費として、前年度比694万5千円減の159万9千円を計上するものであります。

なお、減額の主なものにつきましては、昨年度につきましては、委託料の中に介護保険システム更新業務533万4千円と住民基本台帳法改正に伴います介護保険システム改修業務163万3千円の計上がありましたが、修了に伴い減額となっております。

なお、292ページに新たに18節、備品購入費がありますが、国保連合会通信用のパソコンを1台購入するため、20万円の計上をしております。

次に、第2項、徴収費、第1目、賦課徴収費につきましては、納付書や督促状の送付に使用する窓開き封筒の印刷費や郵便料を主として、19万2千円を計上しております。

次に、第3項、第1目の介護認定審査会費につきましては、北見市、訓子府町、置戸町と共同設置しております介護認定審査会経費として、297万4千円を計上。

また、第2目の認定調査費では、介護認定調査に要する経費としまして341万7千円を計上しております。

293ページと294ページ、第4項、第1目の趣旨普及費につきましては、介護保険制度のPRを図るための経費といたしまして50万4千円を計上しております。

次に、第2款、保険給付費、第1項、介護サービス等諸費、第1目、居宅介護サービス給付費ですが、居宅要介護被保険者の居宅サービスに係る給付で、9,979万8千円。

第3目、地域密着型介護サービス給付費は、介護を必要とする人が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするもので、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホーム利用に対する給付に5,307万6千円を計上しております。

第5目、施設介護サービス給付費は、施設サービスに係る給付としまして2億2,970万3千円を計上。

第7目では、居宅介護福祉用具購入費として、100万円を計上しております。

次に、295ページと296ページになりますが、第8目では、居宅介護住宅改修費として、200万円の計上。

第9目、居宅介護サービス計画給付費として、1,250万6千円を計上しております。

第2項、介護予防サービス等諸費につきましては、要支援1、要支援2の被保険者に対

する介護予防に要する経費を計上しております。

第1目、介護予防サービス給付費は、居宅の要支援者に対する給付で、介護予防通所介護や訪問介護などの利用に対する給付に1,401万2千円を計上。

第5目、介護予防福祉用具購入費に50万円。

第6目、介護予防住宅改修費に150万円。

第7目、介護予防サービス計画給付費につきましては、ケアプランの作成給付であります。221万4千円をそれぞれ計上しております。

次に、297ページと298ページの第3項、その他諸費、第1目、審査支払手数料は、介護給付費請求にかかる審査支払にかかる手数料として、40万円を計上しております。

第4項、高額介護サービス等費、第1目、高額介護サービス費は、要介護被保険者の介護サービス自己負担額が一定額を超えた場合に給付するものですが1,090万円。

第2目、高額介護予防サービス費は、要支援者に対する高額給付費で10万円を計上しております。

第5項、第1目、高額医療合算介護サービス費は、要介護被保険者の介護保険と医療保険の自己負担の合計額が、年間で一定額を超えた場合に給付をするものですが、220万円を計上しております。

同じく、第2目、高額医療合算介護予防サービス費につきましては、要支援者に対する給付ですが、10万円を計上しております。

第6項、第1目、特定入所者介護サービス費は、施設入所者への食費、居住費の補足的給付として、2,340万円を計上。

第3目、特定入所者介護予防サービス費は、要支援者の短期入所サービス利用者に対する食費、滞在費の補足的給付として、10万円を計上しております。

次の299ページと300ページでは、第3款、地域支援事業費、第1項、介護予防事業費、第1目、二次予防事業費につきましては、介護が必要となる可能性の高い二次予防事業の対象者を把握するとともに、通所や訪問により、要介護状態の予防や軽減を図るものですが、平成23年度と24年度で実施しました「日常生活圏域ニーズ調査業務」が終了しましたので、5万円の計上であります。

第2目、一次予防事業費は、介護予防に関する基本的な知識の普及啓発を行うほか、ボランティアなどの人材育成を行い、基本的な見守りや手助けの方法を普及させるための経費や「通所型介護予防事業」としての業務委託する経費など、955万9千円を計上しております。

次の第2項、包括的支援事業・任意事業費、第1目、介護予防ケアマネジメント事業費は、高齢者の自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上を図るため、介護予防事業のケアマネジメントを行う事業に要する経費として、363万1千円を計上しておりますが、このうち300ページにあります28節の一般会計繰出金361万8千円につきましては、地域包括支援センター職員の人件費分として、一般会計に繰り出しをするものであります。

次に、301ページと302ページの第2目、総合相談支援事業費につきましては、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活実

態、必要な支援等を把握し、相談を受け地域における適切な保健・医療・福祉サービスなどにつながる支援を行うための経費として、4万2千円を計上しております。

第3目、権利擁護事業費につきましては、高齢者に対する虐待の早期発見、防止など権利擁護の支援を行う経費ですが、管内での研修参加旅費として、2千円を計上しております。

第4目、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費につきましては、主治医、ケアマネージャー、地域の関係機関との連携を通じ、ケアマネジメントの後方支援を行うための経費として、11万1千円を計上しております。

第5目、任意事業費は、家族介護用品購入費に対する助成費用、認知症高齢者等に対する成年後見制度利用にかかる経費、70万6千円を計上しております。

第3項、第1目、運営協議会費は、地域包括支援センターの運営協議会に要する経費5万2千円を計上しています。

次に、303ページと304ページの第4款、基金積立金、第1項、第1目、介護給付費準備基金積立金につきましては、昨年は、道の財政安定化基金交付金が3年分で443万6千円ありましたが、本年度は、基金の利息分として、1万3千円の計上であります。

第5款、公債費、第1項、第1目、一時借入金利子は、資金繰りのための一時借入金利子7万4千円を計上しております。

第6款、諸支出金、第1項、償還金及び還付加算金、第1目、第1号被保険者保険料還付金につきましては、第1号被保険者保険料の過誤納還付金として、5万円を計上しております。

以上、平成25年度介護保険特別会計の予算について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） ここで、午後2時50分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 2時50分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

引き続き、予算書を説明願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（遠藤琢磨君） 各会計予算書の308ページをお開きください。

議案第11号 平成25年度訓子府町下水道事業特別会計予算につきまして、別冊の予算案の説明資料を含め、ご説明申し上げます。

予算書に入ります前に、別冊の「各会計予算案の説明資料」の4ページをお開きください。

下水道会計の予算編成にあたっての基本的な考え方について、記載しております。

まず、歳入であります。農業集落排水事業及び個別排水処理施設整備事業にかかる負担金、使用料を計上。

使用料は、本年度使用者の見込みも含め計上しております。

繰入金は、歳入歳出の差し引き不足額にかかる一般会計繰入金を計上。

町債は、個別排水処理施設整備事業の実施に伴う過疎債、下水道債を計上しております。

また、歳出であります。農業集落排水事業につきましては、道道の改良工事に伴う下水道管移設工事、公共樹移設工事、施設の維持管理経費を計上。

また、訓子府地区農業集落排水処理センターの機器更新に必要な農業集落排水施設実施設計業務費を計上。

個別排水事業につきましては、合併浄化槽の設置に要する工事費等を計上。

このほか、事務費、起債、元利償還金について、それぞれ所要額を計上しております。

この資料の42ページから43ページにわたり、「下水道事業特別会計の概要」をそれぞれ記載しておりますが、この資料につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、予算書の308ページに戻りまして、内容を説明申し上げます。

まず、第1条で、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8千万円と定めるものであります。

この予算は、前年と比較しまして940万円の減額となっておりますが、その主なものとしましては、個別排水処理浄化槽設置工事件数の減によるものでございます。

また、第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び金額は、309ページからあります「第1表 歳入歳出予算」によることを規定しておりますが、これについては、後ほどご覧いただくこととし、その内容については、314ページ以降の事項別明細書で説明させていただきます。

第2条の地方債につきましては、後ほど説明させていただきます。

第3条の一時借入金につきましては、借入れの最高額を1億円と定めるものであります。

次に、313ページをお開き願います。

第2表の地方債であります。個別排水処理施設整備事業の限度額を1,550万円、農業集落排水事業の限度額を200万円とし、証書借入で年利5.0%以内、償還の方法は、記載のとおり定めようとするものであります。

314ページからは、事項別明細書になりますが、歳入歳出とも特徴的なものについて、説明させていただきます。

314ページ、315ページにつきましては、歳入歳出の款別の予算額を掲載しておりますので、これは、後ほどご覧いただくこととし、はじめに、316ページの歳入から説明させていただきます。

まず、1款、1項、1目の農業集落排水事業分担金につきましては、平成25年度新規賦課分として5戸を予定し、25万円を計上しております。

2目の個別排水処理施設整備事業分担金につきましては、1戸当りの分担金を30万円から40万円に増額し、7戸の新規整備を予定していることから、前年と比較し80万円減の280万円を計上しております。

次に、2款、1項、1目の農業集落排水施設使用料につきましては、使用水量の減少などにより、前年と比較し19万2千円減の5,225万9千円を計上しております。

2目の個別排水処理施設使用料につきましては、今年度新規設置数などを見込み、前年と比較し、50万2千円増の1,360万9千円を計上しております。

次に、2款、2項の手数料につきましては、農業集落排水設備及び個別排水設備検査手数料ほかをあわせて、2万5千円を計上しております。

次に、3款、1項、1目の国庫補助金につきましては、地域自主戦略交付金事業によ

り、訓子府地区農業集落排水管理センターの機器更新を行うための実施設計業務委託費の50%にあたります200万円を計上しております。

次の318ページ、4款、1項、1目の一般会計繰入金につきましては、従来と同様、歳出総額から分担金、使用料、補助金、町債等の自主財源、特定財源を差引き、その不足額を一般会計から繰り入れするものであり、前年と比較し18万6千円減の8,880万1千円を計上しております。

6款、3項、1目の雑入につきましては、前年と比較し、261万8千円減の275万2千円を計上し、保証料還付金、消費税還付金は、科目計上であります。

また、移設補償費につきましては、網走建設管理部が実施します道道北見置戸線交通安全工事の支障物件移設補償費として、275万円を計上しております。

次に、7款、1項、1目の農業集落排水事業債につきましては、農業集落排水施設実施設計における補助残分に対し、下水道債及び過疎債の100%充当を見込み200万円を計上しております。

320ページ、2目の個別排水処理施設整備事業債につきましては、前年と比較し、870万円減の1,550万円の計上ではありますが、個別排水処理施設整備事業に伴う、起債対象額の100%充当を見込み、下水道債と過疎債をあわせた額を計上しております。

次に、322ページ、歳出について、説明させていただきます。

1款、1項、1目の一般管理費につきましては、前年と比較し、49万円増の338万9千円を計上しております。

1節の報酬は、上下水道事業経営審議会委員に対する報酬を年2回の開催分として、3万6千円を計上し、9節の旅費につきましては、農業集落排水、個別排水事業事務打合せ及び担当者会議にかかる旅費として、5万2千円を計上しております。

27節、公課費の消費税納付金につきましては、平成24年度決算納付額の差額と平成25年度中間納付額をあわせた166万円を計上しております。

また、28節の繰出金は、水道事業会計への繰出金であり、下水道使用料の賦課徴収事務の委託費として、161万8千円を計上しております。

2項、1目の農業集落排水管理費につきましては、前年と比較し、127万9千円増の5,443万8千円を計上しておりますが、11節の需用費から14節の使用料及び賃借料までにつきましては、訓子府処理施設、末広処理施設、日出処理施設の管理経費を計上し、昨年度と比較しまして施設修繕料60万円、光熱水費64万円の増額計上をしております。

次に、324ページ、2目の個別排水管理費につきましては、前年と比較し53万1千円増の1,464万円を計上しております。

11節、需用費は、浄化槽消耗品及び付帯設備部品の交換、修繕費用として、23万6千円を計上。

12節、役務費の手数料は、浄化槽の法定検査費用として、平成24年度新規設置及び本年度設置予定を含めて5万6千円増の174万1千円を計上し、13節、委託料の浄化槽保守点検業務は、昨年度の実績及び浄化槽基数の増から53万円増の1,247万7千円を計上しております。

次に、2款、1項、下水道事業費、1目の農業集落排水事業費につきましては、前年と

比較し50万円増の1,070万円を計上しております。

13節、委託料につきましては、訓子府地区農業集落排水管理センターの電気設備の更新時期をむかえていることから、地域自主戦略交付金事業の補助を受け「農業集落排水施設実施設計業務費」400万円を計上しております。

15節、工事請負費につきましては、前年と比較し70万円減の670万円を計上していますが、道道北見置戸線交通安全工事支障物件移設工事の若富工区と日出工区において支障となる公共樹等の移設経費を計上しております。

2目の個別排水処理施設整備事業費につきましては、前年と比較し、1,056万2千円減の2,299万6千円を計上しております。

11節の需用費及び12節の役務費は、経常経費でありますので、説明は省略させていただきます。

13節、委託料は、前年と比較し5基減の7基分の実施測量設計業務として、126万円を計上し、地質試験業務につきましては、浸透可能な地質であるかどうかを試験するための委託料であり、1基分の26万3千円を計上しております。

15節、工事請負費につきましても、本年度7基の設置工事分として、前年度と比較し988万4千円減の2,096万円を計上しております。

次に、326ページ、3款、1項、公債費につきましては、下水道事業を開始した昭和63年度から平成24年度までの借入残額7億5,689万5千円に対して、長期債元金償還は、前年と比較し、37万4千円減の5,594万5千円を計上しております。

2目の利子につきましては、長期債利子として、前年と比較し126万4千円減の1,756万8千円を計上しております。

また、一時借入金利子は、借入限度額を1億円、借入利率1.5%とし、それに伴います利子12万4千円を計上しております。

次に、328ページは、債務負担行為の調書でありますので、後ほどご覧いただくこととし、説明は省略させていただきます。

次に、329ページにつきましては、地方債の調書であり、平成25年度末における元金残高は、表の右下に記載のとおり7億1,845万円となる見込みであります。

次の330ページは、特別職、経営審議会委員の給与費明細書を一般会計に準じて作成しておりますので、後ほどご覧をいただきたいと存じます。

以上、平成25年度訓子府町下水道事業特別会計の予算につきまして、その提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 引き続き、お願いいたします。

○上下水道課長（遠藤琢磨君） 続きまして、各会計予算書331ページをお開きください。

議案第12号 平成25年度訓子府町水道事業会計予算について、提案説明をさせていただきます。

予算書に入ります前に、別冊の「各会計予算案の説明資料」47ページをお開き願います。水道事業会計の投資的事業について、概要を記載しております。

また、51ページには、その整備箇所について図示しておりますが、この資料の内容につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、予算書の331ページに戻りまして、内容を説明申し上げます。

まず、第2条の「業務の予定量」であります。給水件数につきましては、前年の最大件数2,125件に新年度分を見込み2,140件とし、年間総給水量は、66万4千立方メートル、1日平均給水量は、1,819立方メートルとしております。

主な建設改良事業につきましては、北海道横断自動車道支障物件移設事業の総事業費1,694万7千円と道道北見置戸線支障物件移設事業の総事業費1,471万1千円及び栄町南5条線配水管新設事業費200万円の予算計上であります。

次に、第3条では「収益的収入及び支出」の予定額を定めるもので、収入につきましては、第1款の水道事業収益で、営業収益及び営業外収益をあわせて1億8千万8千円の計上であります。

支出につきましては、第1款の水道事業費で営業費用、営業外費用、予備費をあわせて1億5,156万9千円の計上であります。収支を差引きますと2,843万9千円の利益となる見込みであります。

次に、第4条では「資本的収入及び支出」の予定額を定めるもので、まず、収入であります。第1款の資本的収入で補助金及び負担金をあわせ、2,888万7千円を計上しております。

また、支出につきましては、第1款の資本的支出で8,083万6千円であり、その内訳は、建設改良費で3,493万2千円、企業債償還金で4,590万4千円であります。

収入額が支出額に対して不足する5,194万9千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

なお、3条の「収益的収支」及び4条の「資本的収支」の計上内容につきましては、後ほど335ページ以降の実施計画で説明させていただきます。

次に、332ページ、第5条の一時借入金の限度額につきましては、1億円と定めるもので、前年と同額の計上であります。

第6条につきましては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費3,284万2千円を定めるものです。

第7条につきましては、一般会計などから、この会計に補助を受ける金額を4,268万6千円と定めるものです。

第8条のたな卸資産につきましては、メーター器等の購入限度額を405万4千円と定めるものであります。

次に、333ページと334ページにつきましては、収益的収支と資本的収支の款別の予算額を掲載しておりますので、後ほどご覧をいただくこととし、335ページ以降の「平成25年度 訓子府町水道事業会計予算実施計画説明書」について、説明をさせていただきます。

まず、収益的収入及び支出の収益的収入であります。1款、水道事業収益につきましては、前年と比較し152万1千円増の総額1億8千万8千円の計上であります。その内訳につきましては、1目、給水収益の水道料金では、過去3年間の使用水量を勘案した結果、前年と比較し124万円増の1億5,373万7千円を計上しております。

2目、その他営業収益194万9千円は、各種手数料、消防施設等修繕負担金や下水道会計からの料金徴収負担金を計上しております。

次に、2項、営業外収益は、前年度とほぼ同額の2,432万2千円を計上し、その内訳として、1目、受取利息につきましては、定期預金と普通預金の預金利息で8万円を計上しております。

2目、他会計補助金2,423万9千円の計上につきましては、一般会計から、叶橋添架起債償還利息、大谷浄水場起債償還利息、ポケットパーク配水池起債償還利息、大谷水源施設起債償還利息の552万3千円と事務職員人件費として、職員4名分の1,871万6千円の計上であります。

3目、雑収益の不用品売却収益、その他雑収益及び、4目の還付金につきましては、科目計上であります。

次に、336ページの収益的支出であります。1款の水道事業費につきましては、前年と比較し1,434万7千円減の総額1億5,156万9千円の計上であります。

1項、営業費用の1目、原水及び浄水費につきましては、前年と比較し593万1千円減の1,658万8千円の計上ですが、通常の維持管理経費のほか、委託料では、将来的な水道事業運営や施設展開を検討していく上の基礎資料として、季節ごと、年次ごとの流量変化を観測するため、大谷水源の流量観測委託料109万2千円を新たに計上しております。

なお、流量観測につきましては、平成27年までの3年間実施する予定であります。

手数料では、水質検査手数料の単価の値上がりがなかったことから、前年と比較し103万円減の251万1千円を計上しております。

また、修繕費では、前年と比較し646万4千円を減額し200万円を計上しております。

負担金のうち、鹿ノ子ダム維持管理負担金については、鹿ノ子ダムの維持管理費増額に伴い、前年より19万6千円増の113万9千円を計上しております。

次の2目、配水及び給水費につきましては、前年と比較し140万1千円減の1,544万1千円の計上ですが、通常の維持管理費のほか、修繕費では、検満メーターの取替え件数の減による139万9千円減とポケットパーク配水池水位計交換の62万円を新たに計上し、総体で77万9千円減の589万3千円の計上でございます。

また、材料費では、前年と比較し124万9千円減の399万8千円の計上ですが、検満メーター取替え数量が減となったことによるものでございます。

次の337ページ、3目、総係費につきましては、前年と比較し209万2千円増の4,902万2千円の計上ですが、報酬では、上下水道事業経営審議会を年2回、開催することとし、3万6千円を計上しています。

給料、手当、福利費につきましては、昨年同様の職員4人分を計上しているほか、印刷製本費では、検針票の在庫が不足することから購入をするため、前年と比較し50万4千円増の65万9千円を計上しております。

委託料では、水道施設管理業務委託料について、長期継続契約の更新年度にあたるため、現状実施されている業務内容及び積算基準を再精査し、クリプト関連の作業を追加するなど、前年と比較し57万3千円増の608万円を計上。

また、地方公営企業法改正に伴います企業会計システム改修として、新たに98万7千円を計上しております。

また、修繕費では、システム維持修繕として、中央集中監視装置の無停電電源装置バッテリー交換費用63万円を新たに計上しております。

次に、338ページ、4目の減価償却費であります。建物から鹿ノ子ダム使用権までの総額4,556万9千円が本年度の償却分であります。

また、5目の資産減耗費につきましても、除却対象分の構築物、機械及び装置、メーター器・メーターボックス等の工具器具及び備品の総額279万8千円ありますが、いずれも現金支出の伴わない企業会計特有の予算計上であります。

次に、2項、営業外費用、1目の支払利息につきましても、昨年と比較し94万3千円減の1,493万7千円の計上であり、企業債利息が1,456万7千円の計上、一時借入金利息は、借入限度額を1億円、利率を1.5%と定めておりますので、それに伴います利息37万円を計上しております。

2目の繰延勘定償却費の開発費償却は、長期に使用する計画作成等に伴う費用を償却するものであり、189万円の計上であります。これは、平成22年度導入した企業会計システムの償却費でございますが、先ほどの減価償却費と同様、現金の支出を伴わない予算の計上であります。

次に、3目の消費税及び地方消費税は、482万4千円の計上であります。

次に、339ページ、資本的収入及び支出の資本的収入であります。1款、資本的収入につきましても、前年と比較し848万1千円減の総額2,888万7千円の計上であります。

1項、1目の他会計補助金1,482万9千円につきましても、叶橋添架起債償還元金、大谷浄水場起債償還元金、ポケットパーク配水池起債償還元金、大谷水源施設起債償還元金を一般会計からの補助金として計上しております。

2項、1目、負担金1,405万8千円につきましても、配水管移設工事補償金として、北海道横断自動車道支障物件移設事業補償費730万8千円、道道北見置戸線支障物件移設事業補償費475万円の計上及び栄町南5条線改良工事に伴います配水管新設工事費として、一般会計からの補償金200万円を計上しております。

次に、340ページ、資本的支出の1款、資本的支出につきましても、前年と比較し1,619万9千円減の総額8,083万6千円の計上であります。

1項、1目の施設整備費につきましても、栄町南5条線配水管新設工事費として、200万円を計上しております。

2目、の施設改良費につきましても、北海道横断自動車道支障物件移設事業で1,694万7千円、道道北見置戸線支障物件移設事業で1,471万1千円の工事費総額3,165万8千円を計上しており、前年と比較し1,673万7千円の減となっております。

3目の固定資産購入費につきましても、量水器設備費としてメーター器40台の購入とメーターボックス14台のあわせて127万4千円を計上しております。

次の2項、1目、企業債償還元金につきましても、前年と比較し84万4千円増の4,590万4千円を計上しております。

次に、予算書の341ページの資金計画につきましても、収益的収支、資本的収支のうち、現金収支における資金計画でありますので、後ほどご覧いただくこととし、説明は省略させていただきます。

342ページから343ページの給与明細書につきましては、一般会計に準じて作成しておりますので、後ほどご覧いただくこととし、説明は省略させていただきます。

次に、344ページと345ページは、平成25年度の予定貸借対照表であります。この表につきましても予算の計上、執行に直接関係しませんので、説明は省略させていただきます。

次の346ページと347ページにつきましては、平成24年度の予定貸借対照表であります。この表につきましても、予算の計上、執行に直接関係しませんので、説明は省略させていただきます。

次の348ページにつきましては、平成24年度末時点における収益的収支の決算見込みから、税抜きをした予定損益計算書であります。後ほどご覧いただくこととし、これについても説明を省略させていただきます。

以上、平成25年度訓子府町水道事業会計の予算について、その提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 以上をもって、議案第13号、議案第7号から議案第12号までの各案に対する提案理由の説明が終了いたしました。

◎議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号
議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号
議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第29号

○議長（橋本憲治君） この際、日程第21、議案第14号、日程第22、議案第15号、日程第23、議案第16号、日程第24、議案第17号、日程第25、議案第18号、日程第26、議案第19号、日程第27、議案第20号、日程第28、議案第21号、日程第29、議案第22号、日程第30、議案第23号、日程第31、議案第24号、日程第32、議案第25号、日程第33、議案第26号、日程第34、議案第27号、日程第35、議案第29号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

議案第14号から順次説明願います。

町民課長。

○町民課長（佐藤純一君） 議案書の85ページをお開き願います。

議案第14号 訓子府町廃棄物施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明を申し上げます。

訓子府町廃棄物施設の設置及び管理に関する条例（昭和62年条例第4号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

今回の改正につきましては、下の説明にありますように、地域の自主性及び自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に鑑み、町が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格要件を定めるための改正であります。

その内容につきましては、86ページの改正条例をご覧いただきたいと思います。

条例第3条の次に、第3条の2として技術管理者の資格要件を規定するものであります。

資格要件として、1点目には、技術士法による化学、水道、衛生工学の部門に係る2次試験に合格した技術士。

2点目として、1点目に掲げる者以外で1年以上の実務経験のある技術士。

3点目として、法施行規則に掲げる者としておりますが、具体的には、2年以上、法に規定する環境衛生指導員の職にあった者。学校教育法に基づく大学などで衛生工学若しくは科学工学に関する科目を修めて、2年以上の実務経験がある者などが規定されております。また、これらと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者と規定しております。

ちなみに、本町の一般廃棄物施設につきましては、平成15年3月に埋立を終了しておりますが、浸出液原水中の浮遊物質が廃止基準を満たしていないことから、当面は現状の管理を続けていく必要があることから、今回の改正を行うものであります。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものであります。

以上、訓子府町廃棄物施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正条例の制定について、ご説明申し上げましたので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 議案第15号、総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 議案書の87ページをお開きください。

議案第15号 訓子府町暴力団排除条例の制定について。

訓子府町暴力団排除条例を次のように制定しようとする。

この条例の制定理由ですが、説明欄にありますように、暴力団排除について、基本理念を定め、並びに町の責務及び町民の役割を明らかにするとともに、暴力団排除を推進するために必要な措置等を定めることにより、暴力団排除に関する施策の総合的な推進を図り、もって町民の安全で安心な暮らしの実現に資することを目的として、この条例を制定しようとするものでございます。

本町におきましては、平成8年に訓子府町公共施設の暴力団排除に関する条例を制定し、暴力団排除に努めてまいりましたが、さらに暴力団排除に向けた基本姿勢を強めることを狙いとして、この条例を制定するものであります。

それでは、88ページに条例が載っておりますので、説明させていただきます。

この条例は、第1条から第11条までの条文で構成されております。

第1条では、目的を規定しております。先ほど説明で申し上げましたので、省略させていただきます。

第2条では、用語の意義を規定しております。

第1号では、暴力団を、以下、第7号の暴力団の排除まで、それぞれ規定しております。

第3条では、基本理念を規定しております。

その内容としましては「暴力団は、町民の生活などに不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れず、資金を提供しない、利用しないことを基本に暴力団排除を推進すること、また、町、町民等、関係機関・団体による相互連携及び協力の下に推進されなければならない」とその旨を規定しております。

第4条では、町の責務を規定しております。

第1項では、暴力団排除に関する施策実施。

第2項では、北海道及び北海道警察などとの緊密な連携。

第3項では、道への情報提供と支援。

第4項では、道警への情報提供について、それぞれ規定しております。

第5条では、町民及び事業者の責務を規定しております。

第1項では、町民の責務。

第2項では、事業者の責務。

第3項では、町民及び事業者は、町または北海道警察などへの情報提供に努める旨を規定しております。

第6条から第10条までは、町の基本的施策の基本となる事項を定めております。

第6条では、町の事務事業における措置を規定しております。

第1項では、入札参加への規制。

第2項では、契約の相手方にも暴力団排除に必要な措置の義務付け。

第3項では、契約の相手方に、暴力団の不当介入に関し、町への報告、北海道警察への通報などの協力を義務付けしております。

第4項では、契約の相手方が義務違反した場合の措置について、規定しております。

第7条では、公共施設の利用の不許可等を規定しております。

第1項では、施設利用を許可しないこと。

第2項では、利用許可している場合でも、暴力団活動に利用されていると認めたととき、許可を取消し、利用停止を求めることについて、規定しております。

第8条では、町民及び事業者に対する支援を規定しております。

第1項では、町民等が暴力団排除のための自主的活動に取り組むことができるよう情報提供その他の支援を行うこと。

第2項では、町民の活動に取り組むことができるよう、道警と連携して安全確保に配慮することを規定しております。

次のページです。

第9条では、青少年に対する教育等のための措置を規定しております。

第1項では、中学校において、暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、暴力団による被害を受けないための教育が行われるよう措置を講じること。

第2項では、青少年の育成に携わる者に対し、情報の提供その他必要な支援を行うことについて、規定しております。

第10条では、町は、町民等に対し、広報及び啓発を行うことを規定しております。

第11条は、この条例の施行に関し、必要な事項は町長が別に定めることを規定しております。

附則では、1として、この条例は、平成25年4月1日から施行すること。

2として、現行の「訓子府町公共施設の暴力団排除に関する条例、平成8年条例第2号は廃止する」ことを規定しております。

廃止の理由としましては、この条例の89ページにあります第7条に規定する「公共施設の利用の不許可」の規定内容が「訓子府町公共施設の暴力団排除に関する条例」の規定内容を包含しているためでございます。

以上、議案第15号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 引き続き、議案第16号を総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 議案書の91ページをお開きください。

議案第16号 訓子府町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について。

訓子府町新型インフルエンザ等対策本部条例を次のように制定しようとする。

この条例の制定趣旨等は、説明欄をご覧いただきたいと思いますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法の公布に伴い、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされた場合、町は直ちに対策本部を設置しなければならないため、この条例を制定しようとするものでございます。

条例説明の前に、新型インフルエンザに関し、若干ご説明させていただきたいと思いますが、新型インフルエンザといいますのは、これまで人の間で流行を起こしたことの無いインフルエンザが、トリやブタの世界から人の世界に入り、新たに人から人へ感染するようになったものを指しております。

毎年流行の季節性インフルエンザと異なり、ほとんどの人がウイルスに対する免疫をもっていないため、爆発的に感染し、世界的に大流行になる恐れがあります。

こうしたことを背景に国民の生命・健康を保護することなどを目的に、国では、平成24年5月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を公布しました。

また、この対策は、国、地方が一体となって進めなければ効果がないため、国において緊急事態宣言がなされた場合、都道府県、市町村においても対策本部を設けることが規定されており、この対策本部設置に関し、条例制定するものであります。

それでは、92ページに条例が載っておりますので、説明させていただきます。

この条例は、第1条から第5条までで構成されております。

第1条では、目的を規定しております。

第2条では、組織ということで、本部長、副本部長、本部員で組織し、それぞれの役割を規定しております。

第3条では、この条例名にあります「新型インフルエンザ等対策本部」の会議について、規定しております。

第4条では、本部に部を置くことができる旨、規定しています。

第5条では、条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は本部長が定める旨、規定しております。

附則として、この条例は新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行することを規定しております。

このように規定する理由としましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法は、昨年5月11日に公布されておりますが、公布の日から1年を超えない範囲で政令で定める日から施行することとなっており、施行日がまだ確定しておりません。ただ、1年以内に施行されるということで、この条例を制定するよう指導がありましたので、今回、条例提案させていただくものでございます。

以上、議案第15号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第17号、福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（渡辺克人君） 議案書の93ページをお開き願います。

議案第17号 訓子府町指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の制定に

ついて、提案理由の説明をさせていただきます。

訓子府町指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例を次のように制定しようとするものであります。

このページの一番下の説明欄にありますように「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定に鑑^{かんが}み、指定地域密着型サービスの基準等を定めるものであります。

介護保険法の改正により、これまで厚生労働省令によって定められておりました指定地域密着型サービスの設備基準や運営基準等について、市町村が地域の実情に応じて、条例で定めることとされました。

これまで定められていた基準は、条例に定めるにあたって、「基準に従い定める」もの、「基準を標準として定める」もの、「基準を参酌^{さんしやく}する」ものの3種類に分類されましたが、本町においては、現在、特に参酌^{さんしやく}すべき項目がないと思われることから、基本的に該当するすべての基準について、省令の規定に従うものとし、条例の中で引用規定を用いることとしております。

この条例で規定される内容につきましては、現行の2つの省令で規定されている、「申請者適格」「従業者など人員基準」「施設の設備基準」「サービス運営基準」となりますが、今回提案の1つの条例により、全てを引用するものとなります。

なお、この条例の適用を受けるサービスは、介護の8サービス、介護予防の3サービスとなり、本町では、グループホーム「はるる」が「認知症対応型共同生活介護」と「介護予防認知症対応型共同生活介護」の該当事業所となります。

また、条例の中に、本町が独自に盛り込む基準といたしましては、厚生労働省令の規定の中で「文書の保存期間」について、すべて「2年間」となっておりますが、そのうち介護報酬の請求に関する文書については、地方自治法による返還請求権の期間にあわせて「5年間」として、読替え規定を設けることとしております。

94ページに条例案を記載しておりますので、ご説明いたします。

条例の名称は「訓子府町指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例」であります。

第1条は、条例の趣旨を規定しておりまして、介護保険法の規定により、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」等について、必要な事項を定めることとしております。

第2条は「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」についての規定ですが、平成18年厚生労働省令第34号「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める基準をもって、その基準とすると定めるものであり、条例の中で、省令を引用することとしております。

第3条は、先ほどご説明しましたとおり文書の保存年数について、本町独自の規定による、読替規定となります。

第4条は「事業者の指定に関する基準」についての規定であります。介護保険法の改正により「事業者の指定に関する基準」について、条例に委任されたものであります。

第1項につきましては、地域密着型の介護老人福祉施設入所者生活介護サービスについて、入所定員を29人以下と定めるものであります。

また、第2項では「指定地域密着型のサービス事業者」の指定においては、法人である者と定めるものであります。

第5条は「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」についての規定ですが、平成18年厚生労働省令第36号「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」に定める基準をもって、その基準とすると定めるものであり、条例の中で、省令を引用するものであります。

第6条は、第3条と同じく、介護予防サービスについての読替規定であります。

最後に、附則であります。

この条例は、平成25年4月1日から施行するものであります。

以上「訓子府町指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例」の制定について、その提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第18号をお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） 議案第18号の提案説明を申し上げます。議案書95ページをご覧ください。

議案第18号 訓子府町道路占用条例の一部を改正する条例の制定について。

訓子府町道路占用条例（昭和39年条例第14号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

改正条例の内容につきましては、記以下のとおりであります。この改正につきましては、説明にありますとおり道路法施行令の一部改正に伴うものであります。

道路法施行令第7条、これは道路の占用の許可に係る工作物等についての規定ですが、この度、太陽光及び風力発電設備と津波からの一時的な避難施設に係る占用規定が追加され、これに伴い、号番号が2号ずつ繰り下げが行われたところであります。

これを受けまして、本町の道路占用条例に太陽光発電設備に係る占用規定の追加と関係する政令の号番号のずれを整理するものであります。

それでは、改正条例の内容を説明しますので、96ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

別表の中ほどにありますが「政令第7条第2号に掲げる工作物」の項を新たに追加しております。これが、太陽光及び風力発電設備に係る項目でありまして、占用料につきましては、国の基準に倣い^{なら}占用面積1㎡につき年額820円としてございます。

これ以外の改正につきましては、政令第7条の号番号が2号ずつ繰り下げられたことを受け、号番号のずれを整理するものであり、それぞれ該当する部分に下線を引いておりますので、ご覧をいただきたいと思います。

95ページに戻っていただきまして、附則であります。この条例は平成25年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第18号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 引き続き、議案代19号をお願いします。

○建設課長（佐藤正好君） 続きまして、議案第19号の提案説明を申し上げます。議案書98ページをご覧ください。

議案第19号 訓子府町道路の構造の技術的基準等に関する条例の制定について。

訓子府町道路の構造の技術的基準等に関する条例を次のように制定しようとするものがあります。

この改正につきましては、説明にありますとおり地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に鑑み、町道の構造の技術的基準等を定めるため、この条例を制定するものであります。

条例の内容を説明しますので、次のページをご覧くださいと思います。

まず、第1条では、この条例の趣旨を規定しておりますが、この条例は、道路法第30条第3項及び第45条第3項の規定に基づき、町長が町道として路線認定しようとする道路の構造の一般的技術的基準及び町道に設ける道路標識の寸法を定めるものとしております。

なお、この条例の構成としましては、第2条では、この条例で使用する用語の定義。

第3条では、この条例の道路の区分は道路構造令第3条に定めることを規定。

第4条では、町道の構造の一般的技術基準は第5条から第41条までに定めること。

第42条では、道路標識の寸法について、規定をさせていただきます。

道路構造の技術的基準につきましては、道路法第30条第3項において、市町村道の構造の技術的基準は、政令で定める基準を参酌して、当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定めることとされておりますが、その性質上、北海道及び道内市町村との整合性にも配慮する必要がありますので、道路構造令を基に積雪寒冷地という特殊性や用地的なことを考慮した基準を定めた北海道の条例と同じ内容としております。

なお、本条例の内容につきましては、これまで運用してきた道路構造基準と実質的な違いはございませんので、条ごとの説明につきましては、後ほどご覧いただくこととし、詳細説明は、省略をさせていただきますので、あらかじめご理解を賜りたいと存じます。

それでは、条ごとの概要説明を申し上げます。

第5条は、車線等について。

100ページの第6条は、車線の分離について。

101ページの第7条は、副道について。

第8条は、路肩について規定をしております。

なお、第8条第2項の表中の普通道路の路肩について、国の基準では0.5メートルとなっておりますが、歩行者や自転車の通行スペースを確保するため、幅員を0.75メートルに広げる町独自の規定としております。

また、102ページの第9条では、停車帯について規定しておりますが、その中で、第3種、いわゆる地方部においても必要に応じ停車帯を設けることができるよう、これについても町独自に規定を追加しております。

第10条は、自転車道について。

103ページの第11条は、自転車歩行者道について。

第12条では、歩道について規定しております。

歩道の幅員につきましては、第3項の括弧書きにありますように、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートル以上とするものとしており、この部分が町独自の規定となっております。

104ページの第13条は、歩行者の滞留の用に供する部分についての規定。

第14条では、堆雪幅について規定しておりますが、この堆雪幅についての条項は、積雪寒冷地の特殊性を考慮した町独自の規定であり、国の基準にはないものであります。

第15条は、植樹帯について。

105ページの第16条は、設計速度について。

第17条は、車道の屈曲部について。

第18条は、曲線半径について。

第19条は、曲線部の片勾配について。

106ページの第20条は曲線部の車線等の拡幅について。

第21条は、緩和区間について。

第22条は、視距等^{しきよ}についてそれぞれ規定をしております。この視距^{しきよ}については、凍結路面での制動停止距離を考慮した町独自の規定としております。視距の欄の右の欄の距離が国の基準となっているものであります。

107ページの第23条は、縦断勾配について。

第24条は、登坂車線について。

第25条は、縦断曲線について。

108ページの第26条は、舗装について。

第27条は、横断勾配について。

109ページの第28条は、合成勾配について。

第29条は、排水施設について。

第30条は、平面交差または接続について。

110ページの第31条は、待避所について。

第32条は、交通安全施設について、第33条は、凸部狭窄部等^{とつぶきょうきく}について。

第34条は、乗合自動車の停留所に設ける交通島について。

第35条は、自動車駐車場等について。

第36条は、防雪施設その他の防護施設について。

111ページの第37条は、橋、高架の道路等について。

第38条は、附帯工事等の特例について。

第39条は、小区間改築の場合の特例について。

第40条は、自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路について。

112ページの第41条は、歩行者専用道路について。

第42条は、町道に設ける道路標識の寸法について、それぞれ規定してございます。最後に、附則でございます。

第1項では、この条例は、平成25年4月1日から施行することとしてございます。

第2項では、この条例の施行の際、現に新設又は改築の工事中の道路については、第5

条から第41条までの規定に適合しない部分がある場合においては、当該規定を適用しない。この場合において、当該規定に相当する地域の自主性及び自立を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部を施行に伴う国土交通省関係政令の整備に関する政令（平成23年政令第424号）による改正前の道路構造令の規定があるときは、当該部分に関しては、改正前の道路構造令の規定によると定めてございます。

以上、議案第19号について、提案説明申し上げました。ご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 議案第20号もお願いいたします。

○建設課長（佐藤正好君） 議案第20号の提案説明を申し上げます。議案書113ページをご覧くださいと思います。

議案第20号 訓子府町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について。

訓子府町営住宅管理条例（平成9年条例第12号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

この改正につきましては説明にありますとおり地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に鑑み、町営住宅等の整備基準及び入居者の資格基準等を定めるため本条例の一部を改正するものであります。

改正条例の内容につきましては、114ページ以降のとおりであります。改正のほとんどが参酌すべき基準である国の基準に沿ったものであり、特に、第1章の2、町営住宅等整備基準については、実質的に従前の基準と変わらないことから、ご覧をいただくこととし、条ごとの詳細説明は行いませんので、あらかじめご理解を賜りたいと存じます。

それでは、改正内容の説明をいたしますので、118ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。左側が改正案となっております。

まず、目次につきましては、今回、新たに「町営住宅等の整備基準」に係る規定を追加することから、第1章と第2章の間に「第1章の2 町営住宅等の整備基準（第3条の2―第3条の17）」を追加するものであります。

第1条では、この条例の目的に「整備」の字句を追加し、第1条の次に第1章の2として章名を追加。

第3条の2では、町営住宅等の整備基準はこの章に定めるところによることを規定。

第3条の3では、健全な地域社会の形成について。

第3条の4では、良好な居住環境の確保について。

第3条の5では、費用の縮減への配慮について。

第3条の6では、位置の選定について。

119ページの第3条の7では、敷地の安全等について。

第3条の8では、住棟等の基準について。

第3条の9では、住宅の基準について、それぞれ規定しております。

第3条の10では、住戸の基準について、規定しておりますが、第1項及び第2項において、国の基準では、共用部分に共同利用の台所・浴室を設置する場合にはこの限りでないという例外規定がありますが、本町においては、その例外規定を削除し、1項では、1戸の床面積は25平方メートル以上。2項では、各住戸に台所と浴室を設置する規定としております。

120ページの第3条の11では、住戸内の各部について。

第3条の12では、共用部分について。

第3条の13については、附帯施設について。

第3条の14では、児童遊園について。

第3条の15では、集会所について。

第3条の16では、広場及び緑地について。

第3条の17では、通路について、それぞれ規定しております。

次に、121ページの第6条、入居者の資格にかかる改正についてであります。まず、第1項中の号番号の改正につきましては、条文の表現方法を改めたことによるもので、実質的には現行条例と同じであります。

また、新たに福島復興再生特別措置法第20条第1項に規定する居住制限者を入居者の資格に追加しております。

第2号では、入居しようとする者の収入基準を規定しておりますが、簡潔に申しますと(ア)から(カ)に該当する場合、いわゆる障がい者や老人世帯等の裁量階層に該当する場合の収入基準を259,000円とし、それ以外の場合、いわゆる本来階層の場合には、現行と同じ158,000円と規定しております。

家賃算定上の所得が、これらの額を超える場合には、町営住宅の入居資格がなくなるものであります。

なお、裁量階層の収入基準額につきましては、従前は214,000円でありましたが、参酌^{さんしやく}する国の基準において、259,000円を超えない範囲で市町村の条例で定めることとされたことを受け、本町においては、入居対象者を広げることとし、上限額の259,000円としたものでございます。

また、裁量階層の対象者のうち、(ウ)の「同居者に18歳未満の子がある場合」、(エ)の「他の市町村からの転入者である場合」、(オ)の「結婚して概ね1年以内の者」の規定については、町独自のものでございます。

次に、122ページの第7条第2項の改正につきましては、福島復興再生特別措置法に規定する居住制限者にかかる字句を追加するものであり、第3項については、現行条例の第3項と第4項に分けて規定している満40歳を超える者にかかる入居資格の特例規定を1つの項にまとめ、分かりやすい条文に改めるものであります。

117ページに戻っていただき、附則であります。第1項では、この条例は、平成25年4月1日から施行することとしており、第2項では、この条例の施行の際、現に存する町営住宅等であって、この条例による改正後の町営住宅管理条例第1章の2の規定に適合しないものについては、同章の規定は、適用しないことを定めております。

以上、議案第20号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

◎会議時間の延長

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事都合により、あらかじめこれを延長いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、会議時間をあらかじめ延長する件は、可決されました。

本日の会議時間をあらかじめ延長いたします。

○議長（橋本憲治君） それでは、引き続き、議案第21号をよろしく申し上げます。

○建設課長（佐藤正好君） 議案第21号の提案説明を申し上げますので、議案書123ページをご覧くださいと思います。

議案第21号 訓子府町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について。

訓子府町特定公共賃貸住宅管理条例（平成5年条例第27号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

改正条例の内容につきましては、記以下のとおりであります。この改正につきましては説明にありますとおり入居の公募の迅速化を図るためのものがございます。

それでは、改正条例の内容について、説明いたします。

第3条第2項を次のように改める。

第2項、前項の規定による入居者の公募は、次の各号に掲げる方法のうち、2以上の方法によって行うものとする。

第1号、町広報。

第2号、新聞。

第3号、町庁舎その他町の区域内の適当な場所における掲示としております。

次のページに条例の新旧対照表を載せておりますが、現行の入居者募集は、広報誌への掲載と庁舎等へのポスター掲示を行って行っておりましたが、広報誌の発行日との関係上、入居を急がれる方がいても、ケースによっては、^{ひとつき}一月後でなければ入居できない場合があります。一日でも早く入居することが可能になるよう、この公募方法を町営住宅と同じ規定に改めようとするものであります。

123ページに戻っていただき、改正条例の説明を続けます。

第4条に次の1号を加える。

第3号としまして、町営住宅等の管理運営上の理由により入居替えその他町長が必要と認めるときを新たに追加するものであります。第4条は、公募の例外規定でありまして、ごく稀^{まれ}にはありますが、町営住宅や町有住宅の管理上の理由から単身者住宅への入居替えが必要な場合がございます。町長が必要と認めるときは公募をしないで入居替えをできるように改めようとするものであります。

附則であります。この条例は、平成25年4月1日から施行するものとしております。

以上、議案第21号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第22号を引き続きお願いいたします。

○建設課長（佐藤正好君） 議案第22号の提案説明を申し上げます。議案書125ページでございます。

議案第22号 訓子府町準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する

条例の制定について。

訓子府町準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例を次のように制定しようとするものであります。

条例の内容につきましては、次のページ以降のとおりであります。この条例につきましては、説明にありますとおり地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に鑑み、町準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準を定めることとするため、制定しようとするものであります。

なお、この条例につきましては、参酌すべき基準とされている国の河川管理施設等構造令を基に、本町に全く該当のないダム、高規格堤防、高潮区間、水門等の条項を削除し、作成しておりますので、実質的にはこれまでの基準との違いはないものでございます。

こうしたことから、各条項の内容説明につきましては、後ほどご覧をいただくこととし、詳細説明は省略をさせていただきますので、あらかじめご理解を賜りたいと存じます。

それでは、126ページをご覧ください。

第1章の総則の第1条では、この条例の趣旨をうたっておりますが、この条例は、河川法第100条第1項において準用する法第13条第2項の規定に基づき、本町の準用河川に設ける河川管理施設又は法第100条第1項において準用する法第26条第1項の許可を受けて設置される工作物のうち、堤防その他の主要なものの構造について、河川管理上必要とされる技術的基準を定めるものとしております。

第2条では、この条例における用語の意義について、河川法及び河川管理施設等構造令に定めるところによるものとしております。

第2章は、堤防についての規定であります。第3条から128ページの第18条までの16条項で、堤防の関わる構造基準を定めております。時間の関係もありますので、説明は割愛をさせていただきます。

次、128ページの第3章は、床止めについての規定であり、これも第19条から第22条までの4条項で床止めにかかる構造基準を定めております。

最後の行の第4章は、堰についての規定であります。次のページ、129ページの第23条から130ページの第33条までの11条項で、堰に係る構造基準を定めております。

130ページの第5章は、樋門についての規定でありまして、第34条から131ページの第39条までの6条項で、樋門に係る構造基準を定めております。

131ページの第6章は、揚水機場、排水機場及び取水塔についての規定であり、第40条から132ページの第45条までの6条項で、揚水機場等に係る構造基準を定めております。

132ページの第7章は、橋についての規定であり、第46条から134ページの第53条までの8条項で、橋に係る構造基準を定めております。

134ページの第8章は、伏せ越しについての規定であります。第54条から135ページの第58条までの5条項で、伏せ超しに係る構造基準を定めております。

第9章は、雑則であります。

第59条では、この条例の適用除外規定。

第60条では、計画高水流量等の決定又は変更があった場合の適用の特例規定。

136ページの第61条では、小河川の特例規定をそれぞれ定めております。

附則であります、この条例は、平成25年4月1日から施行することとしております。

以上、非常に割愛させていただきましたが、議案第22号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第23号の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（遠藤琢磨君） 議案第23号の提案説明を申し上げます。議案書137ページをご覧ください。

議案第23号 訓子府町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。

訓子府町水道事業給水条例（昭和59年条例第18号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

この改正につきましては、説明にありますとおり地域の自主性及び自立を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が制定されたことに伴い、訓子府町水道事業給水条例の一部を改正するものであります。

改正条例の内容につきましては、138ページ以降のとおりであります、第6章を第7章とし、第38条を第41条に繰り下げ、第6章として、水道工事の布設工事及び管理について、監督者を必要とする工事内容と監督者及び技術管理者の資格について、新たに加えるものであります。

それでは、改正内容の説明をいたしますので、140ページの新旧対照表をご覧ください。

第6章第38条では、布設工事監督者を配置する工事として、第1号、1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事、第2号、沈澱池、濾過地、浄水池消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事と規定するものです。

第39条につきましては、第1号から第8号まで布設工事監督者になるために必要な資格について規定し、141ページ、第40条につきましては、第1号から第6号まで水道技術管理者になるために必要な資格について規定しております。

次に、現行では、第6章、補則、第38条で委任について規定しておりましたが、改正では第7章、補則、第41条で委任について規定するものであります。

139ページに戻っていただき、附則であります、この条例は、平成25年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第23号の提案理由を説明させていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第24号の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 議案書の143ページをお開きください。

議案第24号 訓子府町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について。

訓子府町防災会議条例（昭和37年条例第24号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下に改正文が載っていますが、はじめに、改正理由を説明したいと思います。説明欄をご覧くださいと思いますが、災害対策基本法の改正に伴い、訓子府町防災会議条

例の一部を改正するものでございます。

災害対策基本法の改正につきましては、東日本大震災から得られた教訓を生かして、いつ起こるかかわからない大規模広域的な災害に備えるための措置を可能なものから整えるために改正されました。

災害対策基本法第16条に、地方防災会議について規定されておりますが、防災会議と後ほど出てきます災害対策本部の役割分担を明確化すること。並びに防災会議に多様な主体の参加を促進し、地域防災の充実を図ることの大きく2点が改正となっております。これに伴い、条例の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、144ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

右が現行規定で、左が改正案となっております。

第2条では「所掌事務」が規定されておりますが、まず、第1項中「次の各号に」を「次に」に字句を改めます。

次に、第1項第2号の現行規定では「訓子府町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること」とありましたが、改正案では「町長の諮問に応じて訓子府町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること」に改め、また、現行の第3号の次に、新たに第4号として「前各号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること」を加え、これに伴い、現行の第4号が第5号になり、第5号の条文中「前3号」を「前4号」に改正するものでございます。

この改正については、防災会議で災害の情報収集等を行うよりも、災害対策本部において、一元的にそれらの事務を行うことの方が効果的であること。一方で、防災会議は、平時における防災に関する諮問的機関としての機能を強化する意味ということで「地域に係る防災に関する重要事項を審議すること」並びに「防災に係る重要事項について、町長に意見を述べること」を改めて明文化するものでございます。

第3条では「会長及び会員」について規定されておりますが、先ほどと同じように、第3条第5項中の「次の各号に」を「次に」に改めます。

次に、左側の改正案をご覧くださいと思いますが、第8号の次に、第9号として「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者」を新たに加えます。

関連して、第7項の条文中「第8号」を「第8号及び第9号」に改めます。

この規定につきましては、女性や高齢者などの多様な主体の参画を促進することによって、地域防災計画及びそれに基づく各種防災対策の充実を図ろうとするものでございます。

143ページに戻っていただきまして、附則にありますように、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上、議案第24号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 議案第25号も引き続きお願いいたします。

○総務課長（森谷清和君） 議案書の145ページをお開きください。

議案第25号 訓子府町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について。

訓子府町災害対策本部条例（昭和37年条例第25号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

この改正は、災害対策基本法において、地方の災害対策本部に関する規定が、法第23条1本であったのですが、これが都道府県と市町村それぞれ規定することになり、法第23条が法第23条と第23条の2に分けられました。

また、地方防災会議と災害対策本部の所掌事務を明確にするため、所掌事務として新たに「災害発生時における関係機関の連絡調整」について1項加わったことから、市町村災害対策本部設置の根拠となる引用条項が改正されたことによるものでございます。

このため、本文のほうを読むのを控えさせていただきます。

以上、議案第25号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

すみません。もれていました。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行することとしております。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第26号の説明をお願いします。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（八鍬光邦君） 右側の議案書146ページになります。

議案第26号 北見地域介護認定審査会共同設置規約の変更について、提案理由の説明をさせていただきます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第3項の規定により、北見地域介護認定審査会共同設置規約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

北見市と訓子府町と置戸町の1市2町で共同設置しております北見地域介護認定審査会について、現在1合議体を5人とする6合議体の30人で審査会を開催してきておりますが、要介護認定申請件数の増加に伴いまして、委員の負担が大きく対応ができなくなってきたことから、認定審査会の委員の定数を10人増やし、8合議体で審査会を開催するため、規約を変更するものであります。

記以下について、説明させていただきます。

北見地域介護認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約。

北見地域介護認定審査会共同設置規約（平成11年8月1日施行）の一部を次のように変更する。

第4条第3項中「30人」を「40人」に改めるものであります。

附則としまして、この規約は、平成25年4月1日から施行するものであります。

以上、北見地域介護認定審査会共同設置規約の変更について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第27号。

町民課長。

○町民課長（佐藤純一君） 議案書の147ページをお開き願います。

議案第27号 北見市への旅券発給申請及び交付に関する事務の委託について、その提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、平成25年7月1日から、訓子府町の旅券の発給の申請及び交付に関する事務の管理及び執行を北見市に委託することについて、別紙のとおり規約を定め、同条第3項において準用す

る同法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、下の説明にありますように、本町が北海道から権限移譲を受ける旅券発給申請及び交付に関する事務であり、同じく権限移譲を受ける置戸町とともに北見市に委託しようとするものであります。

148ページの規約の内容について、ご説明申し上げます。

第2条では、委託事務の範囲を定めておりますが、旅券の発給申請の受理、審査及び北海道パスポートセンターへの回送、旅券の管理並びに旅券の交付に関する事務、訓子府町に係る北海道からの交付金申請に関する書類の作成事務としております。

第4条は、経費の負担の定めですが、この事務に要する経費は本町の負担といたしまして、その年度に要した経費を北見市に支払うこととしております。経費の額につきましては、協議により定めるものとするとしておりますが、北海道からの権限移譲による単価を基礎にすることを予定しております。

以下、委託事務の収支、決算の場合の措置、連絡会議の設置、さらに、委託先である北見市の条例等に改廃があった場合の措置について規定しております。

附則としまして、この規約は、平成25年7月1日から施行するものであります。

附則の第2項では、この委託事務に関して適用する北見市の条例等の公表、第3項では事務委託の廃止の場合についての扱いを規定しております。

以上、北見市への旅券発給申請及び交付に関する事務の委託についてご説明申し上げましたので、ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第29号。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（八鍬光邦君） 議案書154ページになりますので、お聞き願います。

議案第29号 北見地域障害程度区分認定等審査会共同設置規約の変更について、提案理由の説明をさせていただきます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第3項の規定により、北見地域障害程度区分認定等審査会共同設置規約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

これも北見市と訓子府町と置戸町の1市2町で共同設置しております北見地域障害程度区分認定等審査会について、下の説明欄にありますとおり「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が本年4月1日から施行されることに伴いまして、この審査会の規約の中で引用しております「障害者自立支援法」の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」いわゆる「障害者総合支援法」に改正されることにより、規約を変更するものであります。

記以下について、説明させていただきます。

北見地域障害程度区分認定等審査会共同設置規約の一部を改正する規約

北見地域障害程度区分認定等審査会共同設置規約（平成18年4月1日施行）の一部を次のように変更する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるものであります。

附則としまして、この規約は、平成25年4月1日から施行するものであります。

以上、北見地域障害程度区分認定等審査会共同設置規約の変更について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 以上をもって、議案第14号から議案第27号まで、議案第29号の各案に対する提案理由の説明が終了いたしました。

◎散会の宣告

○議長（橋本憲治君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたしたいと思えます。

明日は午前9時30分からでございます。ご参集願います。

ご苦労様ございました。

散会 午後4時28分